

2011(平成 23 年度)

信州大学大学院 工学系研究科(修士課程) 学生便覧

数理・自然情報科学専攻
物質基礎科学専攻
地球生物圏科学専攻

この学生便覧は、信州大学大学院工学系研究科修士課程
16 専攻のうち、上記の 3 専攻分について示したものである。

(以下 3 専攻という。)

信州大学大学院工学系研究科

平成 23 年度 学年暦

工学系研究科修士課程(松本キャンパス)

事 項	期 日 ・ 期 間
学 年 開 始	4 月 1 日 (金)
入 学 式	4 月 8 日 (金)
ガ イ ダ ン ス	4 月 1 1 日 (月)
前 期 授 業 開 始	4 月 1 2 日 (火)
健 康 診 断	4 月 1 8 日 (月)
開 学 記 念 日	6 月 1 日 (水)
前 期 授 業 終 了	8 月 1 日 (月)
夏 季 休 業	8 月 2 日 (火) ~ 9 月 3 0 日 (金)
秋 季 修 了 式	9 月 3 0 日 (金)
後 期 授 業 開 始	1 0 月 3 日 (月)
冬 季 休 業	1 2 月 2 8 日 (水) ~ 1 月 4 日 (水)
後 期 授 業 終 了	1 月 3 1 日 (火)
修 了 式	3 月 2 1 日 (水)

平成23年度 授業日数カレンダー

工学系研究科 修士課程(松本キャンパス)

前期								後期							
月\曜	日	月	火	水	木	金	土	月\曜	日	月	火	水	木	金	土
4						1	2	10							1
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	24	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
5								11			1	2	3	4	5
	1	2	3	4	5	6	7		6	7	8	9	10	11	12
	8	9	10	11	12	13	14		13	14	15	16	17	18	19
	15	16	17	18	19	20	21		20	21	22	23	24	25	26
	22	23	24	25	26	27	28		27	28	29	30			
6				1	2	3	4	12					1	2	3
	5	6	7	8	9	10	11		4	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24	25		18	19	【20】	21	22	23	24
	26	27	28	29	30				25	26	【27】	28	29	30	31
7						1	2	1	1	2	3	4	5	6	7
	3	4	5	6	7	8	9		8	9	10	11	12	<13>	《14》
	10	11	12	13	14	15	16		《15》	16	17	18	19	20	21
	17	18	19	20	21	22	23		22	23	24	25	26	27	28
	24	25	26	27	28	29	30		29	30	31				
8		1	2	3	4	5	6	2				1	2	3	4
	7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
	14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	28	29	30	31					26	27	28	29			
9					1	2	3	3					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10		4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17		11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24		18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30			25	26	27	28	29	30	31

曜日別日数(前期)

曜日別日数(後期)

授業日		15	15	15	15	15	授業日		15	15	15	15	15	
計		15	15	15	15	15	計		15	15	15	15	15	
合計		75					合計		75					

年間合計

授業日		30	30	30	30	30
合計		150				



授業期間



休業日(土・日・祝日)

- 4月 8日(金)・・・入学式
- 4月11日(月)・・・ガイダンス
- 4月18日(月)・・・健康診断
- 9月30日(金)・・・秋季修了式

- 夏季休業 8月 2日(火) ~ 9月30日(金)
- 冬季休業 12月28日(水) ~ 1月 4日(水)
- 春季休業 2月 1日(水) ~ 3月31日(土)

- 12月20日(火)・・・【 】振替授業(金曜日授業開講)
- 12月27日(火)・・・【 】振替授業(水曜日授業開講)
- 1月13日(金)・・・<>大学入試センター試験準備のため臨時休業
- 1月14日(土)・・・《 》大学入試センター試験日
- 1月15日(日)・・・《 》大学入試センター試験日
- 3月21日(水)・・・修了式

信州大学の理念と目標

理 念

信州大学は、

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

信州大学は、

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

信州大学は、

世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

信州大学は、

自立した個性を大切にします。

信州大学で学び、研究する我々は、

その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

目 標

信州大学は、

その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

(教 育)

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

(研 究)

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

(地域貢献)

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的な課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

(国際交流)

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。

【ディプロマ・ポリシー】

信州大学大学院工学系研究科の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与する。

- 1 人類、社会の平和的・持続的発展のために、研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観。
- 2 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養。
- 3 それぞれの研究分野における高度な専門的知識。
- 4 創造性豊かな優れた研究・開発能力。
- 5 専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を理論的に説明し、議論する能力。

工学系研究科修士課程3専攻の目標

数理・自然情報科学専攻

1. 教育研究上の目標

数理・自然情報科学専攻では自然界、社会における現象や構造の解明を目標とし、数理科学を駆使して研究を行なっています。

また本専攻では、自然現象や社会現象の記述言語である「数学」を用いて、論理的思考能力や表現力、多様性のある応用力を培う教育方針をとり、さまざまな問題に対処できる高度専門職業人の養成を目標としています。

2. 学位論文の作成等に対する指導（研究指導）の計画

論理的思考能力・表現力・応用力を養うために、修業期間を通して、数理科学の文献によるセミナーを行います。

また、専門知識を深めるために、関連の講義を受講するよう指導します。

学位論文の作成にあたっては、指導教員のもとに計画をたて、数理科学の諸結果の一般化や精密化、具体例の構成、再考など、独自性に富んだ成果を目指します。

3. 学修の成果および学位論文に係る評価基準の明示

講義・セミナーの学修の成果については、学修内容の理解度をみて、次の秀・優・良・可・不可による絶対評価を行います。

- 秀： 90点～100点
- 優： 80点～89点
- 良： 70点～79点
- 可： 60点～69点
- 不可： 59点以下

学位論文は、指導教員のもとで計画した到達目標に達しているか否かを審査の基準とし、最終試験では、数学的思考能力・表現力・応用力を身に付けたが否かを評価の基準とします。

【ディプロマ・ポリシー】数理・自然情報科学専攻

信州大学大学院工学系研究科の目的に則り、以下の能力と見識を十分に培った学生に対して、「修士（理学）」の学位を授与する。

1. 自然界、社会における様々な現象やその構造に対して、常に変わらぬ知的好奇心と探求心を抱き、理学を継続的に研究解明してゆこうとする意志力。
2. 数学および自然情報学の高度な専門知識を修得し、様々な状況に直面した場合、自らの課題を発見し、身に付けた自身の数学的思考能力・表現力・応用力に基づく総合的な判断・対処が十分にできる、高度専門職業人としての能力と見識。
3. 数学の文化的基盤を支え、理学の普及に、また、自然との調和が取れた科学の発展に貢献し得る意志力と見識。

1. 教育研究上の目標

物質基礎科学専攻では自然現象の解明を目的とし、数学、物理学、化学に基づいて研究を行っています。

同時に、これらの研究を通して、論理的な思考力や表現力、ならびに実践的な応用力を培う教育方針をとり、自然科学を人類の平和と豊かさのために役立て、さまざまな問題に柔軟に対処できる高度専門職業人を養成することを目標としています。

2. 学位論文の作成等に対する指導（研究指導）の計画

論理的な思考力や表現力、実践的な応用力を養うために、修業期間を通して、物理学または化学の文献を利用したセミナーを行います。

また、専門知識を深めるために、これらに関連する講義を受講するよう指導します。

学位論文の作成にあたっては、物理学または化学の専門的課題を指導教員とともに計画を立てながら実験的・理論的に研究を行い、その成果を学内の発表会だけでなく学会発表や論文を通して社会に還元することを目指します。

3. 学修の成果および学位論文に係る評価基準の明示

講義・セミナーの学修の成果については、学修内容の理解度をみて、次の秀・優・良・可・不可による絶対評価を行います。

秀： 90点～100点

優： 80点～89点

良： 70点～79点

可： 60点～69点

不可： 59点以下

学位論文は、指導教員のもとで計画した到達目標に達しているか否かを審査の基準とし、最終試験では、論理的思考力や表現力、実践的応用力を身に付けたか否かを評価の基準とします。

【ディプロマ・ポリシー】物質基礎科学専攻

信州大学大学院工学系研究科の目的に則り、以下の能力と見識を十分に培った学生に対して、「修士（理学）」の学位を授与する。

1. 物理や化学の専門的な知識を有し、実験や理論により、新しい物質の創成やその機能の理解に自立的に取り組みを行った学生。
2. 化学や物理についての深い知識を活用し、分野を越えた問題にも対処できる解決能力を有し、さらに発展的な応用まで進展させる力を兼ね備えた学生。
3. 自然との調和を尊重し、国際的な観点から世界の科学的発展に寄与できる力を修得した学生。

1. 教育研究上の目標

地球生物圏科学専攻では、生物学、地学、化学、物理学等の基礎科学を踏まえて、地球表層部における地圏、水圏、気圏および生物圏の諸現象と各圏の相互作用、それらを支配する法則と地球システムの解明を目標として研究を行ないます。

また、そのような課題を達成する上で必要となる知識や方法論、手法についての実践的な教育を重視し、複雑な自然の体系を解きほぐす糸口をフィールドや自然の現象の中に見いだす能力を高め、問題を解決できる人材の育成に努めます。

2. 学位論文の作成等に対する指導（研究指導）の計画

地球生物圏の各分野における基礎知識から先端の研究成果までを学ぶために、専門分野の講義を受講させるとともに、優れた教科書や論文をテキストとした専門性の高いセミナーを行います。幅広い学識をもつために、生物学分野、地質学分野、物質循環分野を単位とした幅広い分野をカバーするセミナーの受講を義務づけます。

また、各分野の学際的視野を持つ上で重要と考える実習を通じて、実験計画・データ収集・解析といった手法と方法論を身につける指導を行います。学位論文の作成にあたっては、指導教員のもとに、フィールドワークや実践を重視した研究計画をたてて、独創性に富んだ成果を目指します。

また、各種の学会での情報収集や研究発表をつうじて学生の意欲と能力を高め、国内的にも国際的にも高く評価される水準の研究を目指します。

3. 学修の成果および学位論文に係る評価基準の明示

講義・セミナーの学修の成果については、学修内容の理解度をみて、次の秀・優・良・可・不可による絶対評価を行います。

秀： 90点～100点

優： 80点～89点

良： 70点～79点

可： 60点～69点

不可： 59点以下

学位論文は、指導教員のもとで計画した到達目標に達しているか否か、および研究成果の水準を審査の基準とし、最終試験では、論理的思考能力、表現力、問題解決能力、および修士課程における学生の成長度を評価の基準とします。

【ディプロマ・ポリシー】地球生物圏科学専攻

生物学、地質学、地球科学、化学、物理学等の基礎的知識を踏まえて、地球表層部における、地圏、水圏、気圏、および生物圏の諸現象と各圏の相互作用、それらを支配する法則と地球システムの解明を目標として、以下の知識と能力等を有する学生に「修士(理学)」の学位を授与する。

1. 上述した専攻の目標を達成するために必要な知識や研究方法論の修得。
2. 自然の現象の調査・観測から問題解決の糸口を見いだす能力。
3. 自ら研究計画を立て、実践し、その結果を論理的に発表・文章化する能力。

目 次

平成 23 年度学年暦・授業日数カレンダー

信州大学の理念と目標	i
工学系研究科修士課程 3 専攻の目標	ii
修士課程（3 専攻）履修方法及び修了に関する留意点	1
修士課程（3 専攻）の学位論文審査・最終試験並びに修了判定実施要項	3
理学部における学生表彰について	9
学生生活の手引き	10
1 学生の懲戒	10
2 授業料の納付	10
3 奨学金制度	10
4 履修登録等	11
5 諸届と諸証明の申し込みについて	11
6 その他各種届出	12
7 学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険	12
8 健康管理	12
9 学生相談	12
10 火気への注意について	13
11 学生の自動車構内乗り入れについて	13
12 各種情報	13

1 3	学生関係委員会，事務部門	13
1 4	学寮	14
	信州大学大学院学則	15
	信州大学大学院工学系研究科規程	40
	信州大学学位規程	47
	修士課程（3 専攻）学生の学年中途の修了に関する申合せ	53
	修士課程において1年以上2年未満で修了する者の取り扱い(対象 3 専攻)	54
	修士課程（3 専攻）の長期履修学生制度の取扱いについて	55
	学外研修の取扱い(対象 全専攻)	58
	他の大学院等における研究指導に関する取扱要項(対象 全専攻)	60
	特別研究学生の受入れ取扱要項(対象 全専攻)	64
	信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ	65
	配置図	67

修士課程（3専攻）履修方法及び修了に関する留意点

1 履修・修了のシステム

- (1) 本課程の修了のためには、2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得すること。

修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下「学位論文」という）の作成等に対する指導を受けて、在学期間中に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては優れた業績をあげたと認める者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- (2) 標準修業年限は、2年であり、1年目に主として授業を履修し、2年目には主として学位論文作成の指導を受けることが望ましいが、在学期間は最長4年であること、また1年で修了することも可能であることから、3年間又は4年間で修了する計画、あるいは1年間で修了する計画が考えられるので、入学当初に指導教員の指導を受けて修了までの計画をたてるものとする。

2 修了に必要な単位及び履修方法・履修基準

- (1) 必修・選択科目を合わせて30単位以上修得しなければならない。
- (2) 授業科目のうち専門授業科目（所属する専攻の教育研究分野に関連する授業科目）は、8単位以上修得しなければならない。
- (3) 他専攻の授業科目は選択とし、修了に必要な30単位の中に8単位までは算入できる。
- (4) 特別研究10単位及びセミナー4単位は必修とする。

3 学位論文の審査及び最終試験

- (1) 学位論文の審査及び最終試験は、別掲の実施要項によるものとし、その他必要事項については掲示を行なう。
- (2) 提出期限に遅れた論文は受付けないので注意すること。

4 単位認定

- (1) 試験は筆記試験、口頭試問、研究報告などによって随時実施し、その合否は当該授業科目担当教員が決定する。
- (2) 各科目の試験の成績の評語は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可、を合格、不可を不合格とする。
- (3) 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

5 教育職員免許状

- (1) 本研究科を修了し、免許法に定める中学校及び高等学校の各々の課程の科目を修得すると中学校及び高等学校の各専修免許状が得られる。
- (2) 免許状に関する詳細は学生支援グループに相談すること。

附 則 略

附 則

この留意点は、平成19年4月1日から適用する。

(参考)

修士課程3専攻の講座等

専攻	講座	分野
数理・自然情報科学	数理構造	
	空間構造	
	数理解析	
	自然情報学	
物質基礎科学	物性物理学	物性理論
		物性実験
	素粒子・宇宙物理学	素粒子物理学
		宇宙線・高エネルギー実験
	構造・計測化学	分析化学
		無機化学
反応・物性化学	有機化学	
	物理化学	
地球生物圏科学	地層科学	
	地球物質科学	
	地球システム解析	
	生態システム解析	
	生体生物学	
	進化生物学	

修士課程（3専攻）の学位論文審査・最終試験並びに修了判定実施要項

この実施要項において、修士論文又は特定の課題についての研究成果(以下「学位論文」という)の審査及び最終試験並びに修了判定について定める。

1 学位論文の提出期限及び手続

(1) 提出期限

※ 1月31日

(2) 提出手続

申請者は、「修士学位論文審査申請書」(様式1)並びに「修士学位論文内容の要旨」(様式2)を付し、所定の「修士学位論文作成要領」(様式3)による学位論文正本1部、副本2部、計3部を研究科長に提出する。

2 学位論文審査及び最終試験

(1) 審査委員会

(イ) 審査委員会は、審査申請1件ごとに信州大学学位規程第11条に定める委員をもって構成する。

(ロ) 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行う。

(ハ) 審査委員会は、論文の審査結果並びに最終試験結果を、「修士学位論文審査及び最終試験結果報告書」(様式4)により研究科長に報告する。

(2) 論文審査及び最終試験は、※ 2月20日までにを行うものとする。

(3) 最終試験は、論文合格者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭または筆答で行う。最終試験の期日については別に定める。

3 修了判定

審査委員会は、「修士学位論文内容の要旨」及び「修士学位論文審査要旨」(様式5)を配布し、審査経過を報告する。

修了判定は、3月上旬に研究科委員会が行う。

4 学位論文の保管

審査修了後、論文は正本1部は附属図書館で、副本2部のうち1部は専攻、1部は指導教員が保管する。

5 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(注) ※印の期日は、年度により多少変更されることがある。

附 則 略

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

(様式1)

A4判

平成 年 月 日

信州大学長 殿

平成 年度入学

信州大学大学院工学系研究科

専攻

学籍番号

申請者

㊟

生年月日

年

月

日生

修士学位論文審査申請書

このたび信州大学学位規程第4条の規定により修士（理学）の学位を受けたいので、下記学位論文をご審査くださるよう申請いたします。

記

論文題目	
------	--

(様式2)

A4判

修士学位論文内容の要旨

論文提出者		
工学系研究科	専攻	講座
氏名		(分野)
論文題目		
論文内容の要旨		

※1000字以内

(様式3)

A4判

修士学位論文作成要領

1. 規 格 A4判
2. 装 訂 市販のファイルを使用し、左とじとする。
その表紙には下記事項を記載する。

<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;">学位論文 (題 目)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度</p> <p style="text-align: center;">信州大学大学院工学系研究科 専 攻</p> <p>氏 名</p>	<p>(表紙裏面)</p> <p>学位論文受理年月日 平成 年 月 日</p>
---	--

3. 本 文
 - (1) 本文は、和文、外国語どちらの場合も、縦長横書にする。
 - (2) 用紙は、市販のレポート用紙又は上質紙を使用する。
 - (3) 写真・図版グラフ等も含め、ページ数を記入し、目次を作成する。
 - (4) 本人が他に発表した論文がある場合は、参考資料として添付することができる。
4. 背表紙 論文題目と氏名を記載する。

(様式4)

A4判

平成 年 月 日

信州大学大学院工学系研究科長 殿

審査委員	印	審査委員	印
主査		副査	
副査		副査	
副査		副査	

修士学位論文審査及び最終試験結果報告書

論文提出者		入学年度	平成 年度
学籍番号		専攻	
申請学位			
論文題目			
成績	学位論文	最終試験	
審査月日	論文審査	最終試験	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

注：成績は、合格（秀，優，良，可），不合格（不可）の用語で記入すること。

修得単位数	単位	修得見込単位数	単位	計	単位
-------	----	---------	----	---	----

(様式5)

A4判

修士学位論文審査要旨

審査委員	印	審査委員	印
主査		副査	
副査		副査	
副査		副査	

論文提出者 工学系研究科 学籍番号	専攻 氏名
論文題目	
論文審査の要旨	

理学部における学生表彰について

信州大学理学部では、本学部に在籍する学生とともに、大学院工学系研究科数理・自然情報科学専攻、物質基礎科学専攻及び地球生物圏科学専攻に在籍する学生並びに大学院総合工学系研究科に在籍する学生の中で理学部に所属する教員を主指導教員とする者を対象にして、学習意欲の向上等を図るため、優れた学業成績や顕著な功績を修めた学生に対して、以下の表彰を行います。

I. 理学部表彰（成績優秀による授業料免除対象）

毎年度10月期に成績優秀学生を以下のように選考して表彰する。なお、在学中に学則上の懲戒処分（「訓告及び停学」をいう）を受けた者は対象としない。

○ 2年次生 1名：

1年次に共通教育科目を30単位以上修得した2年次の学生の1年次における共通教育科目の成績を、秀4・優3・良2・可1の係数に単位数を乗じて総和し、それを取得単位の合計で除した平均の最上位の1名。

○ 3・4年次生 6名：

学科毎に選考された各1名の成績優秀学生。各学科の選考手続きについては、年度初めのガイダンスで説明。

○ 工学系研究科大学院修士課程2年次生 4名：

数理・自然情報科学専攻から1名、物質基礎科学専攻から1名、地球生物圏科学専攻から2名、それぞれの専攻が定める基準で選出された学生。各専攻の選考手順等については、年度初めのガイダンスで説明。

○ 総合工学系研究科大学院3年次生 若干名：

理学部所属教員を主指導教員とし、信州大学大学院総合工学系研究科の各専攻において、成績優秀学生授業料免除対象学生として選出された学生。

II. 理学部表彰（分野別）

年度毎に成績優秀者として各学科から推薦された学生を分野別に表彰。

表彰は、在学生については新年度のガイダンス時に、最終学年次生については卒業・修了証書の授与時に行う。

この表彰の概要は各学科の表彰制度等で説明。詳しい選考手順等は年度の初めのガイダンスで説明。

III. 理学部特別表彰

学術、文化、スポーツ等の分野において在学中に顕著な業績を上げた学生を表彰。

選考は、自薦又は教員等の推薦に基づいて、学生委員会が行う。

学生生活の手引き

履修や講義に関する重要な通知は、公用掲示板（講義棟1階，C棟1階）に掲示して連絡します。掲示場所には、公用掲示板及び専攻ごとの掲示板がありますので、必ず掲示を確認してください。

※ 信州大学キャンパス情報システムで公用掲示板の一部の情報（講義情報，学生呼出，履修成績関係，お知らせ，授業料免除等，奨学金，アルバイト情報等）をパソコン，携帯電話で得ることができます。

また，履修登録・成績確認もこのシステムを利用して行なわれます。

最初に利用する場合は，ユーザー登録が必要です。登録の方法については、『履修登録の手引き』をご覧ください。

1 学生の懲戒

信州大学大学院学則等を守らない場合は，懲戒処分になることがあります。詳細は，信州大学における学生の懲戒手続き等に関する規定を参照してください。

2 授業料の納付

(1) 授業料

前期分納入期限 4月30日 / 後期分納入期限 10月31日

※ 当該日が土・日の場合は，その前の金曜日となります。また，指定預金口座への入金は，≪前期分：引落日が4/26のため，4/25 15時まで≫≪後期分：引落日が10/26のため，10/25 15時まで≫に済ませてください。

授業料の納入方法は，預金口座自動振替制度（光熱水料等の公共料金の支払いに広く利用されている制度と同様のもの）で納入してください。納入期限までに納入がされていない場合は督促を行います。督促してもなお納入がされない場合は，大学院学則第54条により除籍になります。

授業料未納通知の郵送先が変更になった場合は，総務グループ（会計担当）へ申し出てください。

(2) 授業料の免除等

経済的理由等により，授業料の支払いが困難であり，かつ学業成績優秀と認められる場合に，選考のうえ，その期の授業料の全額又は半額を免除する制度があります。また，その期の授業料の支払期限を一定期日まで延期する制度（徴収猶予）と，その期の授業料を月割に支払うことができる制度（月割分納）があります。

免除等を希望する学生は，説明会に出席し，申請書類を受け取ってください。申請受付及び説明会の日程等については，公用掲示板及び「信州大学キャンパス情報システム」により周知します。

また，学業成績及び人物共に特に優秀であると認められる学生に対して，当該年度の後期分授業料の全額を免除する制度があります。各専攻の選考基準等については，年度初めのガイダンス等でお知らせします。

3 奨学金制度

(1) 日本学生支援機構

① 奨学金貸与の趣旨

大学院奨学金は，研究能力又は，高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動できる者を養成することを目的としています。

② 出願手続及び採用決定

・ 申請

公用掲示板等により周知します。希望者は学生総合支援センター（TEL37-2199）に申し込んでください。

- ・ 採用から交付まで

大学からの推薦に基づき、日本学生支援機構の選考委員会において、人物、学力、家計状況、健康状態等の適格性につき審査し、採否が決定されます。採用者に対して奨学金が交付されます。

(2) 地方自治体・民間育英団体等の奨学金

地方自治体・民間育英団体等の奨学金は、大学を通じて募集を行うものと各団体が直接募集を行うものがあります。直接募集の奨学金は出身の都道府県や市区町村又は奨学団体等に直接問い合わせてください。

4 履修登録等

履修登録や登録内容の閲覧は、信州大学キャンパス情報システムを利用して行なわれます。また、シラバスを閲覧することもできます。

履修登録や登録確認の日程は、公用掲示板および信州大学キャンパス情報システムにより通知されます。

5 諸届と諸証明の申し込みについて

(1) 休学・復学・退学願

休学・復学・退学を希望する学生は、異動予定日の1ヶ月前までに学生委員、指導教員、専攻長の順に申し出て理学部学生支援グループへ必要書類を提出します。

また、届出には、本人の記入・押印のほか、保証人（保護者）の署名・押印及び指導教員・専攻長の確認印が必要です。異動予定日の1ヶ月前までに提出が必要ですので、余裕をもって手続きをしてください。

なお、届出用紙は、理学部学生支援グループにあります。

(例)

◇ 後期（10/1）からの休学・復学を希望する場合および、前期終了（9/30）をもって退学を希望する場合。 → 7月中に申出、8月末までに書類を提出。

◇ 前期（4/1）からの休学・復学を希望する場合及び年度末（3/31）をもって退学を希望する場合。 → 1月中に申出、2月末までに書類を提出。

※ 休学は、下記の理由に該当するものでなければ許可されません。

休学理由	添付書類
病気のため	診断書(療養期間が記載されたもの)
経済的理由のため	(休学願(裏面)の申し立て欄に詳細な事由を記入する)
留学のため ※ 大学との交流協定によるものは除く	留学先の入学許可書等
公共的な事業に参加するため ※ 国又は地方公共団体等の求めによる場合	(休学願(裏面)の申し立て欄に詳細な事由を記入する)
上記事項と同等以上の事情のため	(休学願(裏面)の申し立て欄に詳細な事由を記入する)

(2) 住所変更・改姓届

本人・帰省先・保証人の住所・電話番号等が変更になった場合、婚姻等により改姓した場合は、理学部学生支援グループに届け出てください。

(3) 就職・進学決定届

本学の就職・進学指導や指定統計調査のため、就職先の内定及び進学先が決定した場合には、各学科（専攻）就職委員に届け出てください。

(4) 各種証明書

成績証明書、在学証明書、卒見込証明書、旅客運賃割引証（学割）、健康診断証明書の発行は、全学教育機構南校舎1階に設置されている証明書自動発行機を利用してください。

なお、上記以外の証明書の発行については、理学部学生支援グループへ直接問い合わせてください。

6 その他の各種届出

(1) 海外渡航

夏休み等の旅行や学会出席などにより日本を離れる場合は、出発の2週間前までに「海外渡航届」を理学部学生支援グループに提出します。帰国後は速やかに報告してください。渡航先の安全性には、特に注意してください。

※外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) 講義室の使用

授業以外で講義室の使用を希望する場合には、使用責任者の教員の許可を得てから、「講義室使用申込書」を理学部学生支援グループに提出します。

なお、使用後は、照明・エアコン・換気扇・機器等の電源を切り、戸締り等に十分注意してください。土曜日、日曜日及び祝休日の使用は、原則として許可しません。

(3) 夜間の実験・実習について

実験・実習のため、土曜日・日曜日・祝休日及び平日の午後9時を過ぎる場合は、その前日までに指導教員の許可を得てください。

(4) 登山届等

登山等を行う場合は、十分調査研究し、安全を確認したうえで、出発の前日までに、所定の届出書及び計画書を学生総合支援センターに必ず提出してください。また、サークル活動で登山等を行う場合は、事前に顧問教員の承認が必要です。

下山後は、必ず学生総合支援センターに報告してください。

なお、登山計画書は目的地最寄りの警察署にも提出し、登山口では登山者カードを提出してください。

登山以外でも、危険が予想される企画の場合は、事前に理学部学生支援グループに相談してください。

7 学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険

本学では、正課中及び課外活動中等の災害及び賠償責任事故に対する補償制度である「学生教育研究災害傷害保険」に関する賛助会員になっています。安心して学生生活を送れるよう、原則として全員がこの保険に加入することとします。

詳しいことは学生総合支援センターに問い合わせてください。

8 健康管理

(1) 総合健康安全センター

法人本部棟1階（理学部A棟前の建物）にある総合健康安全センターでは、医師、保健婦が常駐して診察・応急処置・健康相談に応じています。

また、心の健康について専門のカウンセラーが相談に応じています。

センター受付に直接又は電話で申し込んでください。(Tel.37-2157)

(2) 定期健康診断

毎年春に行われる定期健康診断は、学生自身の健康管理上はもちろん、奨学金申請や就職等に必要な健康診断証明書の発行に不可欠となるので、必ず受診してください。

なお、健康診断証明書は、定期健康診断の全項目を受診していない場合は、発行されません。

9 学生相談

学生生活のなかで起こる様々な問題や悩み（学業・進路・生活・心身健康等）について、解決のための支援を行います。

学生総合支援センター

「学生なんでも相談窓口」(Tel.37-3165) nandemo@jm.shinshu-u.ac.jp

又は理学部学生支援グループ (Tel.37-2439) へ気軽に相談してください。

10 火気への注意について

様々な実験設備や薬品があるため、不注意から火災を起こさぬよう、火気には十分注意してください。

また、サークル部室での火気使用は、禁止されています。

11 学生の自動車構内乗り入れについて

学生の自動車構内乗り入れは禁止されています。

また、大学周辺の路上駐車は迷惑になりますので、最寄りの市営駐車場等を利用してください。

12 各種情報

(1) 就職情報

理学部学生支援グループのほか、各学科のコーナー、就職情報室、キャンパス情報システムで求人情報を提供しています。

(2) 進学情報

理学部学生支援グループのほか、各学科のコーナーで、博士課程募集要項などの情報を提供しています。

(3) アルバイト情報

信州大学キャンパス情報システムで情報を提供しています。

13 学生関係委員会・事務部門

(1) 学生関係委員会

学生生活をサポートするため、以下の委員会が組織されています。

① 学生委員会

- ・ 学生生活に係ることを審議する。
- ・ 留学生が日本で有意義な学生生活を送ることが出来るように、奨学金の選考、交流会の企画などを審議する。

② 教務委員会

授業カリキュラム、時間割編成、成績評価等について審議する。

③ 就職委員会

就職指導の企画、就職情報の収集・提供、企業への広報等を審議し、学生の就職支援を行う。

(2) 事務部門

理学部A棟1階に学生支援グループ、総務グループ、学部長室グループがあり、以下とおり学生の皆さんに関する業務を担当しています。

① 学生支援グループ

- ・ 学生の身分異動（休学、復学、退学、転学部等）の手続き
- ・ 学業成績の管理／授業の履修手続き
- ・ 各種証明書（卒業証明書、単位修得証明書等）発行
- ・ 教育職員免許状申請手続き
- ・ 就職、進学等の情報の提供
- ・ 講義室の利用申込み
- ・ 学生への掲示
- ・ その他学生生活に関しての相談窓口

② 総務グループ（庶務）／学部長室グループ

- ・ 郵便物等の受領

③ 総務グループ（会計）

- ・ 入学料・授業料等の取り扱い窓口
- ・ 授業料預金口座自動振替・自動払込利用手続き
- ・ 実験装置等の物品管理

- ・ 建物の維持管理（電気，ガス，水道を含む）
- ・ 理学部ゴミ処理場所の管理，清掃用具の保管

14 学寮

工学系研究科の学生が利用できる学寮は，下記のとおりです。入寮希望者は，学生総合支援センター（TEL37-2187）に問い合わせてください。

対象年次	寮名	収容定員	所在地
学部2年次生以上 (大学院生を含む。)	思誠寮	男 80人	松本市横田3-5-1 TEL 0263-36-3654
	思誠女子寮	女 30人	松本市沢村2-3-28 TEL 0263-36-3656

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 収容定員（第7条）
- 第3章 教員組織（第8条）
- 第4章 研究科長及び運営組織（第9条－第11条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第12条－第14条）
- 第6章 標準修業年限及び在学期間（第15条・第16条）
- 第7章 入学（第17条－第27条）
- 第8章 教育課程（第27条の2－第39条）
- 第9章 修了要件、学位授与等（第40条－第47条）
- 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第48条－第54条）
- 第11章 賞罰（第55条・第56条）
- 第12章 科目等履修生（第57条－第63条）
- 第13章 研究生（第64条－第68条）
- 第14章 聴講生（第69条－第74条）
- 第15章 特別聴講学生及び特別研究学生（第75条－第83条）
- 第16章 外国人留学生（第84条－第87条）
- 第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料（第88条－第92条）
- 第18章 特別の課程（第92条の2）
- 第19章 補則（第94条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 信州大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
(自己点検及び自己評価)
- 第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。

(研究科)

- 第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

人文科学研究科
教育学研究科
経済・社会政策科学研究科

工学系研究科
農学研究科
医学系研究科
総合工学系研究科
法曹法務研究科

2 前項の法曹法務研究科は、専門職大学院とする。

(課程)

第4条 人文科学研究科，教育学研究科，経済・社会政策科学研究科，工学系研究科及び農学研究科に修士課程を置き，医学系研究科に修士課程及び博士課程を置き，総合工学系研究科に後期3年の課程のみの博士課程を置く。

2 医学系研究科の博士課程は，第5条に規定する医学系専攻，臓器移植細胞工学医科学系専攻及び加齢適応医科学系専攻の4年の博士課程並びに同条に規定する保健学専攻の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する博士課程とし，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする

4 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第4条の2 法曹法務研究科に，専門職学位課程を置く。

2 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

3 法曹法務研究科に置く専門職学位課程は，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院とする。

(専攻)

第5条 本大学院の研究科に，次の専攻を置く。

人文科学研究科
 地域文化専攻
 言語文化専攻
教育学研究科
 学校教育専攻
 教科教育専攻
経済・社会政策科学研究科
 経済・社会政策科学専攻
 イノベーション・マネジメント専攻
工学系研究科
 数理・自然情報科学専攻
 物質基礎科学専攻
 地球生物圏科学専攻
 機械システム工学専攻
 電気電子工学専攻
 社会開発工学専攻
 物質工学専攻
 情報工学専攻

環境機能工学専攻
応用生物科学専攻
繊維システム工学専攻
素材開発化学専攻
機能機械学専攻
精密素材工学専攻
機能高分子学専攻
感性工学専攻

農学研究科

食料生産科学専攻
森林科学専攻
応用生命科学専攻
機能性食料開発学専攻

医学系研究科

(修士課程)

医科学専攻

(博士課程)

医学系専攻

臓器移植細胞工学医科学系専攻

加齢適応医科学系専攻

保健学専攻

総合工学系研究科

生命機能・ファイバー工学専攻

システム開発工学専攻

物質創成科学専攻

山岳地域環境科学専攻

生物・食料科学専攻

法曹法務研究科

法曹法務専攻

(講座又は部門)

第6条 経済・社会政策科学研究科，工学系研究科，農学研究科，医学系研究科及び総合工学系研究科に専攻分野による講座又は部門を置くことができる。この場合において，当該講座及び部門については，別に定める。

第2章 収容定員

(収容定員)

第7条 収容定員は，別表第1のとおりとする。

第3章 教員組織

(教員組織)

第8条 本大学院の教員組織は，専任の教員及び学部等の教員をもって構成する。

2 各研究科における教員組織は，各研究科において定める。

3 本大学院の授業は，教授，准教授，講師又は助教が担当するものとする。

4 本大学院における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は，教授が担当するものとし，研究科において必要と認めるときは，当該研究科の定めるところ

により、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。

第4章 研究科長及び運営組織

(研究科長)

第9条 本大学院の各研究科（法曹法務研究科を除く。）に研究科長を置き、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、工学系研究科にあつては理学部長、工学部長又は繊維学部長を、総合工学系研究科にあつては理学部長、工学部長、農学部長又は繊維学部長をもって充てる。

- 2 法曹法務研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。
- 3 前項の研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

(教育研究評議会)

第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人信州大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）において行う。

(大学院研究科委員会)

第11条 各研究科に、教育課程の編成、学生の入学及び退学その他の当該研究科における重要事項を審議するため、大学院研究科委員会（法曹法務研究科にあつては、研究科教授会。以下「研究科委員会」という。）を置く。

- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 四 春季休業
- 五 夏季休業
- 六 冬季休業

- 2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第15条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 医学系研究科博士課程（博士前期課程及び博士後期課程を除く。以下同じ。）の標準修

業年限は、4年とする。

3 博士後期課程及び総合工学系研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。

4 専門職学位課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第16条 修士課程及び博士前期課程の学生は4年、医学系研究科博士課程の学生は8年、博士後期課程、総合工学系研究科博士課程及び専門職学位課程の学生は6年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程及び博士前期課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

十 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十一 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十三 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

の

第19条 医学系研究科博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学における医学，歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において学校教育における18年の課程を修了し，その最終の課程が医学，歯学又は獣医学であった者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し，その最終の課程が医学，歯学又は獣医学であった者
- 四 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，その最終の課程が医学，歯学又は獣医学であった者
- 五 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- 六 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，当該者をその後に入学者とする本大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 七 本大学院において，個別の入学資格審査により，大学における医学，歯学又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で，24歳に達したもの
- 八 大学における医学，歯学又は獣医学の課程に4年以上在学した者であって，本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- 九 外国において学校教育における16年の課程を修了し，その最終の課程が医学，歯学又は獣医学であった者で，本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- 十 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し，その最終の課程が医学，歯学又は獣医学であった者であって，本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- 十一 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，その最終の課程が医学，歯学又は獣医学であった者であって，本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

第19条の2 医学系研究科博士後期課程の入学資格者は，看護師，助産師，保健師，臨床検査技師，理学療法士又は作業療法士等の免許を有し，かつ，次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

七 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第20条 総合工学系研究科博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- 七 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第20条の2 法曹法務研究科専門職学位課程の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- 八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（入学の出願）

第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の決定）

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

第23条の2 本大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程（博士前期

課程を除く。)に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

(編入学及び再入学)

第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(研究科間の転科等)

第26条 修士課程又は博士前期課程の学生で、他の研究科の修士課程又は博士前期課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することがある。

2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することがある。

(編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)

第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第27条の2 本大学院は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第28条 本大学院の各研究科(法曹法務研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 法曹法務研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究科において定める。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(成績の評価)

第33条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第34条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項に定める他の研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第35条 研究科（法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する休学により学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。）において履修した授業科目について修得した単位について準用する。
- 4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の

課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。

5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。

7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第35条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、32単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他大学院等における研究指導)

第36条 研究科(法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。

2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修士課程又は博士前期課程の学生について認めるときには、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。

4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第37条 研究科(法曹法務研究科を除く。)において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位及び信州大学学則(平成16年4月1日信州大学学則第1号。以下「学則」という。)第49条の2の規定により信州大学の学部の学生が入学前に本大学院において履修した授業科目について、学部において修得したものと認められた単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。

第37条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位及び学則第49条の2の規定により信州大学の学部の学生が入学前に本大学院において履修した授業科目について、学部において修得したものと認められた単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第35条の2の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（同条第2項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法曹法務研究科における在学期間の短縮）

第37条の3 法曹法務研究科において第37条の2の規定により本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第37条の4 法曹法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第42条の2に規定する在学期間については1年を超えない範囲で在学し、同条に規定する単位については32単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第37条の3の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第1項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第35条の2及び第37条の2の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第35条の2第2項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第38条 本大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。

（教育方法の特例）

第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第9章 修了要件、学位授与等

（修士課程又は博士前期課程の修了要件）

第40条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程（博士前期課程を除く。）の修了要件）

第41条 医学系研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者

については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 総合工学系研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び第40条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間（2年を限度とする。）を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該課程に1年（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）にあつては、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件等）

第42条の2 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、96単位以上を修得することとする。

（学位論文の提出及び審査並びに最終試験）

第43条 各研究科（法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。）の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会で選出する2人以上の教授（当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。）及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

（課程修了の認定）

第44条 前条の決定に基づき、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の2 法曹法務研究科にあつては、第42条の2の要件を満たした者について、当該研究科委員会の議を経て、学長が課程修了の認定を行う。

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に応じ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程（博士前期課程を除く。）を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することがある。

(学位規程)

第46条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程（平成16年信州大学規程第19号）の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算して、修士課程及び博士前期課程にあつては2年、医学系研究科博士課程にあつては4年、博士後期課程及び総合工学系研究科博士課程にあつては3年、専門職学位課程にあつては3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第49条 前条に定める休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第51条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 第35条第2項及び第5項並びに第36条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

3 留学に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(退学)

第53条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第54条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が除籍

する。

- 一 授業料の納付期限を超過し、督促してもなお納付しない者
- 二 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 三 第16条に定める在学期間を超過して、なお所定の課程を修了できない者
- 四 第48条第3項に定める休学期間を超過して、なお修学できない者
- 五 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 六 入学料の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第11章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第58条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければならない。

第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第61条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第13章 研究生

(研究生)

第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第66条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第14章 聴講生

(聴講生)

第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第70条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第71条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第72条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第73条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することがある。

第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第15章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期)

第77条 特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料)

第78条 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(特別聴講学生及び特別研究学生の授業料)

第79条 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究学生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。

第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学をいう。以下同じ。）の大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定（授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間特別研究学生交流協定（授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

（特別聴講学生及び特別研究学生への規定の準用）

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講学生及び特別研究学生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

（特別聴講学生及び特別研究学生に関する細目）

第83条 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第16章 外国人留学生

（外国人留学生）

第84条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

（定員上の扱い）

第85条 削除

（協定留学生の授業料等の不徴収）

第86条 本大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定（研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含み、授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。）に基づく外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。

（外国人留学生への規定の適用）

第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を適用する。

第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料

（授業料等）

第88条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

（退学等の場合の授業料）

第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

3 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

（入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予）

第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、後期分の授業料の全部を免除することがある。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（既納の授業料等）

第91条 納付した授業料，入学科，検定料及び寄宿料は，返還しない。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号の一に該当する場合には，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返還する。

- 一 入学を許可されたとき納付した授業料であって，3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額
- 二 前期分授業料徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額
- 三 前期分授業料徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，前条第2項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額（科目等履修生，研究生等の授業料等）

第92条 科目等履修生，研究生及び聴講生の検定料，入学科及び授業料の額は，別に定める額とする。

第18章 特別の課程

(特別の課程)

第92条の2 本大学院は，本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は，別に定める。

第93条 削除

第19章 補則

(規程等への委任)

第94条 この学則に定めるもののほか，本大学院の組織，管理及び運営の細目その他本大学院に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この学則は，平成16年4月7日から施行し，平成16年4月1日から適用する。
- 2 医学研究科医学系専攻及び加齢適応医科学系専攻の平成16年度及び平成17年度における収容定員は，別表第1収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第1のとおりとする。
- 3 工学系研究科博士後期課程生物機能工学専攻の平成16年度における収容定員は，別表第1収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第2のとおりとする。
- 4 廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された信州大学（以下「旧大学」という。）の信州大学学則等を廃止する規程（平成16年信州大学規程第437号）に基づき廃止する信州大学大学院学則（平成6年信州大学規程第260号。以下「旧大学院学則」という。）の規定により，旧大学の大学院（以下「旧大学院」という。）に入学した学生が在学しなくなる日までの間，存続するとされた旧大学院の専攻に関する旧大学院学則の規定は，当該学生が国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき国立大学法人信州大学が設置する信州大学の大学院（以下「新大学院」という。）に在学しなくなる日までの間，平成16年4月1日以後も，なおその効力を有する。
- 5 旧大学院学則の規定により，旧大学院に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧大学院学則の規定は，別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず，当該学生が新大学院に在学しなくなる日までの間，平成16年4月1日以後も，当該学生に対して，なおその効力を有する。

附則別表第1（附則第2項関係）

研究科名	専攻名	収 容	定 員
		平成16年度	平成17年度
医学研究科	医学系専攻	96	144
	加齢適応医科学系専攻	28	42

附則別表第2（附則第3項関係）

研究科名	専攻名	収 容 定 員
		平成16年度
工学系研究科	生物機能工学専攻	38

附 則（平成16年4月22日平成16年度学則第2号）

この学則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年9月16日平成16年度学則第3号）

この学則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月17日平成16年度学則第5号）

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この学則による改正後の第23条の2を、同条中「修士課程」を「修士課程（博士前期課程を含む。）」と読み替えて適用するものとする。
- 平成17年3月31日に置かれている工学系研究科地球環境システム科学専攻、生物機能工学専攻、材料工学専攻及びシステム開発工学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1（附則第3項関係）

研究科名	専攻名	収 容	定 員
		平成17年度	平成18年度
工学系研究科	地球環境システム科学専攻	12	6
	生物機能工学専攻	26	13
	材料工学専攻	18	9
	システム開発工学専攻	20	10

- 総合工学系研究科生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2（附則第4項関係）

研究科名	専攻名	収 容	定 員
		平成17年度	平成18年度

総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻	15	30
	システム開発工学専攻	12	24
	物質創成科学専攻	7	14
	山岳地域環境科学専攻	8	16
	生物・食料科学専攻	7	14

- 5 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3（附則第5項関係）

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成17年度	平成18年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	40	80

附 則（平成17年6月16日平成17年度学則第1号）

この学則は、平成17年6月16日から施行する。

附 則（平成18年2月16日平成17年度学則第3号）

この学則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則（平成18年3月16日平成17年度学則第5号）

この学則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則（平成18年12月21日平成18年度学則第4号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日平成18年度学則第5号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 医学系研究科保健学専攻の平成19年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

研究科名	専攻名	収容定員
平成19年度		
医学系研究科	保健学専攻	14

附 則（平成19年12月26日平成19年度学則第3号）

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年3月19日平成19年度学則第6号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成20年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日平成20年度学則第3号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成21年3月31日に置かれている医学系研究科保健学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成21年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1（附則第3項関係）

研究科名	専攻名	収容定員
平成21年度		
医学系研究科	保健学専攻	14

- 4 医学系研究科医学系専攻の平成21年度から平成23年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2（附則第4項関係）

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学系研究科	医学系専攻	188	184	180

- 5 医学系研究科保健学専攻の平成21年度及び平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3（附則第5項関係）

収容定員				平成22年度
平成21年度				平成22年度
研究科名	専攻名	博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
医学系研究科	保健学専攻	14	4	8

附 則（平成21年5月21日平成21年度学則第2号）

この学則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成22年3月26日平成21年度学則第4号）

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 工学系研究科機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、素材開発工学専攻、機能機械学専攻及び精密素材工学専攻の平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1（附則第3項関係）

収容定員		
研究科名	専攻名	平成22年度
工学系研究科	機械システム工学専攻	59
	電気電子工学専攻	81
	社会開発工学専攻	76
	物質工学専攻	51
	情報工学専攻	85
	環境機能工学専攻	35
	素材開発化学専攻	36
	機能機械学専攻	41

	精密素材工学専攻	35
--	----------	----

附則別表第2（附則第4項関係）

研究科名	専攻名	収 容 定 員	
		平成22年度	平成23年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	98	76

附 則（平成22年10月21日平成22年度学則第1号）
この学則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に工学系研究科機械システム工学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第7条関係)

研究科名	専攻名等	修士課程及び 博士前期課程		博士課程(博士前 期課程を除く。)		専門職 学位課程	
		収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文科学研究科	地域文化専攻	10	5				
	言語文化専攻	10	5				
	計	20	10				
教育学研究科	学校教育専攻						
	学校教育専修	10	5				
	臨床心理学専修	6	3				
	教科教育専攻						
	国語教育専修	6	3				
	社会科教育専修	8	4				
	数学教育専修	6	3				
	理科教育専修	8	4				
	音楽教育専修	6	3				
	美術教育専修	6	3				
	保健体育専修	6	3				
	技術教育専修	6	3				
	家政教育専修	6	3				
	英語教育専修	6	3				
計	80	40					
経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻	12	6				
	イノベーション・マネジメント専攻	20	10				
	計	32	16				
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	32	16				
	物質基礎科学専攻	52	26				
	地球生物圏科学専攻	56	28				
	機械システム工学専攻	64	32				
	電気電子工学専攻	90	45				
	社会開発工学専攻	80	40				
	物質工学専攻	60	30				
	情報工学専攻	90	45				
	環境機能工学専攻	40	20				
	応用生物科学専攻	42	21				
	繊維システム工学専攻	42	21				
	素材開発化学専攻	42	21				
	機能機械学専攻	46	23				
	精密素材工学専攻	40	20				
	機能高分子学専攻	46	23				
	感性工学専攻	42	21				
計	864	432					
農学研究科	食料生産科学専攻	40	20				
	森林科学専攻	34	17				
	応用生命科学専攻	32	16				
	機能性食料開発学専攻	32	16				
	計	138	69				

医学系研究科	医科学専攻	40	20				
	医学系専攻			176	44		
	臓器移植細胞工学医科学系専攻			56	14		
	加齢適応医科学系専攻			56	14		
	保健学専攻	28	14	12	4		
	計	68	34	300	76		
総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻			45	15		
	システム開発工学専攻			36	12		
	物質創成科学専攻			21	7		
	山岳地域環境科学専攻			24	8		
	生物・食料科学専攻			21	7		
	計			147	49		
法曹法務研究科	法曹法務専攻					54	18
合 計		1,202	601	447	125	54	18

別表第2（第47条関係）

教育職員免許状の種類

研究科名	専攻名等		教育職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文科学研究科	地域文化専攻	哲学分野	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
		史学分野	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	言語文化専攻	国語コース	中学校教諭専修免許状	国語
			高等学校教諭専修免許状	国語
		英語コース	中学校教諭専修免許状	英語
			高等学校教諭専修免許状	英語
		ドイツ語コース	中学校教諭専修免許状	ドイツ語
			高等学校教諭専修免許状	ドイツ語
教育学研究科	学校教育専攻		幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
			高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，家庭，情報，英語
			特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者

教科教育専攻	国語教育専修	国語コース	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語
			高等学校教諭専修免許状	国語
		書道コース	高等学校教諭専修免許状	書道
		社会科教育専修	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	地理歴史, 公民
	数学教育専修	幼稚園教諭専修免許状		
		小学校教諭専修免許状		
		中学校教諭専修免許状	数学	
		高等学校教諭専修免許状	数学	
	理科教育専修	小学校教諭専修免許状		
		中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科	
	音楽教育専修	幼稚園教諭専修免許状		
		小学校教諭専修免許状		
		中学校教諭専修免許状	音楽	
		高等学校教諭専修免許状	音楽	
	美術教育専修	幼稚園教諭専修免許状		
		小学校教諭専修免許状		
		中学校教諭専修免許状	美術	
		高等学校教諭専修免許状	美術, 工芸	
	保健体育専修	幼稚園教諭専修免許状		
		小学校教諭専修免許状		
		中学校教諭専修免許状	保健体育	
		高等学校教諭専修免許状	保健体育	
	技術教育専修	中学校教諭専修免許状	技術	
	家政教育専修	小学校教諭専修免許状		
		中学校教諭専修免許状	家庭	
		高等学校教諭専修免許状	家庭	
	英語教育専修	中学校教諭専修免許状	英語	
		高等学校教諭専修免許状	英語	
	工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学
			中学校教諭専修免許状	理科
物質基礎科学専攻		高等学校教諭専修免許状	理科	
		中学校教諭専修免許状	理科	
地球生物圏科学専攻		高等学校教諭専修免許状	理科	
		中学校教諭専修免許状	理科	
機械システム工学専攻		高等学校教諭専修免許状	工業	
電気電子工学専攻		高等学校教諭専修免許状	工業	
社会開発工学専攻		高等学校教諭専修免許状	工業	
物質工学専攻		高等学校教諭専修免許状	工業	

情報工学専攻	数学コース	中学校教諭専修免許状	数学	
		高等学校教諭専修免許状	数学	
	情報コース	高等学校教諭専修免許状	情報	
	環境機能工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
	応用生物科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科	
	繊維システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
	素材開発化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科	
	機能機械学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
精密素材工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業		
機能高分子学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業		
農学研究科	食料生産科学専攻	理科コース	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭専修免許状	農業
			中学校教諭専修免許状	理科
	森林科学専攻	理科コース	高等学校教諭専修免許状	理科
			農業コース	高等学校教諭専修免許状
	応用生命科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科	
	機能性食料開発学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	理科	
備考 免許教科又は特別支援教育領域欄のうち、特別支援教育領域とは、知的障害者、肢体不自由者、病弱者をいう。				

信州大学大学院工学系研究科規程

(平成16年4月1日信州大学規程第79号)

(趣旨)

第1条 この規程は、信州大学大学院学則（平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）及び信州大学学位規程（平成16年信州大学規程第19号）に定めるもののほか、信州大学大学院工学系研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第1条の2 研究科は、質の高い教育研究を展開し、独創的な学術研究を推進するとともに、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人及び知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成し、もって科学技術の進歩と地域社会、国際社会に貢献することを目的とする。

(課程、専攻及び講座)

第2条 研究科の課程、専攻及び講座は、別表第1に掲げるとおりとする。

(研究科長及び副研究科長)

第3条 研究科に研究科長を置き、理学部長、工学部長又は繊維学部長をもって充てる。

2 研究科に研究科長を補佐するため副研究科長を置き、理学部長、工学部長及び繊維学部長のうち、研究科長以外の学部長をもって充てる。

(研究科委員会)

第4条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより、研究科長、副研究科長及び研究科に属する教授で構成する信州大学大学院工学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第5条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。

(授業科目及び単位数)

第6条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法

の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別研究については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。

(履修方法等)

第8条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 学生は、授業科目を履修し、30単位以上を修得するものとし、履修方法は別に定める。

3 学生は、大学院学則第8条第4項に定める研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教（以下「指導教員」という。）が特に必要と認めたときは、理学部、工学部又は繊維学部の授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、前項に規定する単位に算入しないものとする。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第9条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより、信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

(他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)

第10条 学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するとき、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱う。

3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、休学により外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。）において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第11条 学生が大学院学則第36条第1項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第12条 大学院学則第37条の規定により修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、これを行う。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、編入学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、10単位までとする。

3 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。

(学位論文の提出等)

第14条 学位論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第15条 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 修士に付記する専攻分野の名称は、次の区分により理学、工学又は農学とする。

理学 数理・自然情報科学専攻、物質基礎科学専攻、地球生物圏科学専攻

工学 機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、繊維システム工学専攻、素材開発化学専攻、機能機械学専攻、精密素材工学専攻、機能高分子学専攻、感性工学専攻

農学 応用生物科学専攻

(入学者の選抜)

第16条 入学志願者に対しては、学力試験を行い、これに出身大学長等の提出する成績証明書の成績等を総合し、選考の上、入学を許可する。

2 前項の実施方法等については、別に定める。

(留学)

第17条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第10条第1項及び第2項並びに第11条の規定を準用する。

2 前項の留学期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第18条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第19条 大学院学則第57条に定める科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第20条 大学院学則第75条に定める特別聴講学生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別研究学生)

第21条 大学院学則第76条に定める特別研究学生の取扱いに関しては、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第22条 中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学

(以下「旧大学」という。)の信州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第437号)に基づき廃止する信州大学大学院工学系研究科規程(平成3年信州大学規程第223号)の授業科目及び単位数,履修方法,修了,学位その他平成16年3月31日に旧大学の大学院工学系研究科に在学する者(以下「既在學生」という。)に関する規定は,既在學生が国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき国立大学法人信州大学が設置する信州大学の大学院工学系研究科に在学しなくなるまでの間,この規程施行後も,既在學生に対して,なおその効力を有する。

- 3 別表第2博士前期課程の項中応用生物化学専攻,繊維システム工学専攻,素材開発化学専攻,機能機械学専攻,精密素材工学専攻,機能高分子学専攻,感性工学専攻及び共通講座並びに同表博士後期課程の項中生物機能工学専攻,材料工学専攻,システム開発工学専攻の規定については,既在學生に適用する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度規程第62号)

- 1 この規程は,平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に研究科に在学する者については,この規程による改正後の規定にかかわらず,なお従前の例による。ただし,この規程による改正後の別表第2中材料表面工学,電気化学演習,表面分析特別実験第1及び表面分析特別実験第2を加える規定については,この限りでない。

附 則(平成18年3月30日平成17年度規程第94号)

- 1 この規程は,平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に工学系研究科に在学する者については,この規程による改正後の規定にかかわらず,なお従前の例による。ただし,この規程による改正後の別表第2の項中学外特別講義,学外特別実習,学外特別実習第1,学外特別実習第2,繊維技術士論特論及び光化学特論を加える規定については,この限りでない。

附 則(平成19年3月19日平成18年度規程第93号)

- 1 この規程は,平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に工学系研究科に在学する者については,この規程による改正後の規定にかかわらず,なお従前の例による。ただし,この規程による改正後の別表第2の項中環境微生物学特論,環境微生物学演習,環境微生物学特別実験,環境化学特論,環境化学演習,環境化学特別実験,蚕遺伝疫学特論Ⅲ,蚕遺伝疫学演習Ⅲ,蚕遺伝疫学特別実験Ⅲ,繊維計算力学特論,光材料化学演習,光材料化学特別実験,資源・エネルギー工学特論,感性繊維化学特論,国際連携特別講義Ⅰ及び国際連携特別講義Ⅱを加える規定については,この限りでない。

附 則(平成20年3月19日平成19年度規程第83号)

- 1 この規程は,平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に工学系研究科に在学する者については,この規程による改正後の規定にかかわらず,なお従前の例による。ただし,この規程による改正後の別表第2の項中地域・交通計画特論,水工学特論,地域・交通計画演習,水工学演習,地域・交通計画特別実験,水工学特別実験,地盤の力学特論,地盤の力学演習,地盤の力学特別実験,複合材料の力学,複合材料の力学演習,複合材料の力学特別実験,生物資源科学特論,生物資源科学演習,生物資源科学特別実験,機能材料設計特論,破壊力学特論,電子機械学及び科学技術政策論を加える規定

については、この限りでない。

附 則（平成20年10月23日平成20年度規程第34号）

この規程は、平成20年10月23日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成21年3月19日平成20年度規程第80号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に工学系研究科に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月18日平成21年度規程第60号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に工学系研究科に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の別表第2中非線形システム制御特論、構造物工学特論、応用数学演習第1、応用数学演習第2、応用数学特別実験第1、応用数学特別実験第2、環境触媒化学特論を加える規定については、この限りでない。

附 則（平成23年3月17日平成22年度規程第70号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に工学系研究科に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の別表第2中系統発生学、応用物理演習第2、応用物理特別実験第2を加える規定については、この限りでない。

別表第1（第2条関係）抜粋

専 攻 等	講 座
数 理 ・ 自 然 情 報 科 学 専 攻	数 理 構 造 空 間 構 造 数 理 解 析 自 然 情 報 学
物 質 基 礎 科 学 専 攻	物 性 物 理 学 素 粒 子 ・ 宇 宙 物 理 学 構 造 ・ 計 測 化 学 反 応 ・ 物 性 化 学
地 球 生 物 圏 科 学 専 攻	地 層 科 学 地 球 物 質 科 学 生 体 生 物 学 進 化 生 物 学 地 球 シ ス テ ム 解 析 生 態 シ ス テ ム 解 析

別表第2 (第6条関係)

数 理 ・ 自 然 情 報 科 学 専 攻		
講 座	授 業 科 目	単 位
数 理 構 造	群 論 と 対 称 性	2
	可 換 代 数 学	2
	ネ 一 タ 多 元 環 論	2
	有 限 群 の 表 現 論	2
空 間 構 造	代 数 的 位 相 幾 何 学	2
	対 称 性 の 幾 何 学	2
	微 分 位 相 幾 何 学	2
	ホ モ ト ピ ー 代 数 学	2
数 理 解 析	確 率 論 ・ 確 率 過 程 論	2
	多 変 数 関 数 論	2
	関 数 環 論	2
	応 用 偏 微 分 方 程 式 論	2
	偏 微 分 方 程 式 論	2
自 然 情 報 学	非 線 型 現 象 学	2
	可 積 分 系 論	2
	力 学 系 論	2
	セ ミ ナ ー I	2
	セ ミ ナ ー II	2
	特 別 研 究	10
物 質 基 礎 科 学 専 攻		
講 座	授 業 科 目	単 位
物 性 物 理 学	磁 性 物 質 論	2
	固 体 物 性 物 理 学	2
	磁 気 共 鳴 論	2
	固 体 ス ペ ク ト ロ ス コ ピ ー	2
	統 計 物 理 学	2
素 粒 子 ・ 宇 宙 物 理 学	高 エ ネ ルギ ー 理 論	2
	宇 宙 線 物 理 学	2
	高 エ ネ ルギ ー 実 験	2
	物 理 と 対 称 性	2
	場 の 理 論	2
	宇 宙 放 射 線 計 測 学	2
構 造 ・ 計 測 化 学	計 測 化 学 特 論	2
	電 気 化 学	2
	量 子 化 学	2
	化 学 計 測 学	2
	分 子 物 質 変 換 学	2
	分 光 化 学	2

	超 分 子 化 学	2
反応・物性化学	分 子 反 応 科 学	2
	分 界 面 物 性 科 学	2
	分 子 合 成 化 学	2
	複 素 環 化 学	2
	セ ミ ナ ー I	2
	セ ミ ナ ー II	2
	特 別 研 究	10
地 球 生 物 圏 科 学 専 攻		
講 座	授 業 科 目	単 位
地 層 科 学	古 環 境 復 元 論	2
	地 殻 変 動 論	2
	山 地 形 成 論	2
	地 殻 構 造 形 成 論	2
	シ ー ケ ン ス 層 序 学	2
地 球 物 質 科 学	火 成 岩 造 岩 鉱 物 学 特 論	2
	マ グ マ 循 環 論	2
	相 平 衡 岩 石 学	2
	鉱 物 変 移 論	2
	地 殻 火 成 活 動 史	2
生 体 生 物 学	発 生 学	2
	遺 伝 子 情 報 学	2
	比 較 発 生 学	2
	情 報 生 理 学	2
進 化 生 物 学	多 様 性 植 物 学	2
	進 化 生 態 遺 伝 学	2
	適 応 生 態 学	2
	植 物 進 化 学	2
	進 化 生 態 学	2
	系 統 発 生 学	2
地 球 シ ス テ ム 解 析	環 境 計 測 学	2
	陸 水 系 堆 積 論	2
	雪 氷 圏 水 文 循 環 論	2
生 態 シ ス テ ム 解 析	地 域 環 境 学	2
	水 生 生 物 生 態 学	2
	化 学 生 態 学	2
	集 水 域 シ ス テ ム 論	2
	セ ミ ナ ー I	2
	セ ミ ナ ー II	2
	特 別 研 究	10

(平成16年4月1日信州大学規程第19号)

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条並びに信州大学学則（平成16年信州大学学則第1号。以下「学則」という。）第55条及び信州大学大学院学則（平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第46条の規定に基づき、信州大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとする。

3 学士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文 学
教育学
経済学
理 学
医 学
看護学
保健学
工 学
農 学

4 修士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文 学
教育学
経済学
マネジメント
理 学
医科学
看護学
保健学
工 学
農 学

5 博士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医 学
保健学
学 術
理 学
工 学
農 学

6 専門職学位は、省令第5条の2の規定により、法務博士（専門職）とする。

7 第3項から第5項までに定める専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要が生じた場合は、学長に協議するものとする。

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位の授与は、学則の規定により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第4条 修士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に対し行うものとする。

第5条 博士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の博士課程（博士前期課程を除く。）を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試問により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認めた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第5条の2 法務博士の専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の法曹法務研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

（課程による者の学位論文）

第6条 第4条及び第5条第1項の規定により学位論文（大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

第7条 第5条第2項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文を提出した場合は、論文審査手数料を免除する。

（学位論文）

第8条 学位論文は、自著1編（3通）とする。

第9条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。

第10条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じて当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

（学位論文の審査及び試験）

第11条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学則第43条第1項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試問を行う。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第12条 学位論文審査に関し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。

第13条 修士論文（大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果

を含む。)の審査は、論文提出後3月以内に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、論文提出後1年以内に終了するものとする。

第14条 第11条第1項の最終試験は、学位論文に関係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。

2 第5条第2項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試問を行うものとする。

3 前項の試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究科は2外国語を、総合工学系研究科は1外国語を課するものとする。

4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める入学後所定の年限以内に第5条第2項の規定による学位を申請するときは、第2項の試問を免除する。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第15条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるものについては、課程の修了の可否、第5条第2項によるものについては、その論文の審査及び学力試問の可否について議決をする。

2 法曹法務研究科教授会は、第5条の2によるものについて、課程の修了の可否について議決する。

3 前2項の議決は、研究科委員(法曹法務研究科にあつては、法曹法務研究科教授会構成員。以下同じ。)の3分の2以上出席した研究科委員会(法曹法務研究科にあつては法曹法務研究科教授会。以下同じ。)において、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができる。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第17条 学長は、第3条によるものについては、学位記を授与するものとする。

2 学長は、前条の報告に基づいて第4条、第5条第1項及び第5条の2によるものについては、課程の修了を、第5条第2項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に学位論文の内容要旨及び学位論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定により、学位論文を公表する場合は、「信州大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1, 2, 3, 4, 5, 6及び7のとおりとする。

(学位授与の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月17日平成16年度規程第58号)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に工学系研究科に在学している者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年12月21日平成18年度規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日平成18年度規程第57号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日平成20年度規程第60号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式1 (学士の場合)

○第	号
卒業証書・学位記	
氏 名	
年 月 日生	
本学○○学部 (○○学科) 所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士 (○	
○)	
の学位を授与する	
年	月 日
<input type="text" value="学部印"/>	信州大学○○学部長 氏 名 <input type="text" value="印"/>
<input type="text" value="大学印"/>	信 州 大 学 長 氏 名 <input type="text" value="印"/>

別記様式 2 (大学院の修士課程を修了した場合)

第	号								
		学	位	記					
				氏				名	
						年	月	日生	
		本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する							
		年	月	日					
						信	州	大	学 印

別記様式 3 (大学院の博士前期課程を修了した場合)

第	号								
		学	位	記					
				氏				名	
						年	月	日生	
		本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前期課程を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する							
		年	月	日					
						信	州	大	学 印

別記様式 4 (大学院の博士課程を修了した場合)

第	号								
		学	位	記					
				氏				名	
						年	月	日生	
		本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する							
		年	月	日					
						信	州	大	学 印

別記様式5（大学院の博士後期課程を修了した場合）

第	号								
		学	位	記					
				氏				名	
						年	月	日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する									
		年	月	日					
					信	州	大	学	印

別記様式6（論文提出による場合）

第	号								
		学	位	記					
				氏				名	
						年	月	日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する									
		年	月	日					
					信	州	大	学	印

別記様式7（大学院法曹法務研究科専門職学位課程を修了した場合）

第	号								
		学	位	記					
				氏				名	
						年	月	日生	
本学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する									
		年	月	日					
					信	州	大	学	印

修士課程（3専攻）学生の学年中途の修了に関する申合せ

（趣旨）

- 1 大学院学生の学年中途の修了については、大学院学則、工学系研究科規程、その他の規則に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

（修了の時期）

- 2 学年中途の修了の時期は、9月30日とする。

（対象となる学生）

- 3 修了の対象となる学生は、当該年度の9月30日までに、修了に必要な条件を満たすことが可能なものとする。

（手続き）

- 4 前項に規定する学生は、7月1日までに別紙申出書を学務係へ提出する。

なお、学生への周知は、掲示によるものとする。

- 5 学務係は、当該学生の氏名、入学年度、所属専攻名及び指導教員名並びに未修得の授業科目名及び担当教員名その他必要な事項を調査するとともに、当該学生の指導教員及び未修得の授業科目の担当教員に履修状況を確認する。

（学位論文の提出手続及び最終試験）

- 6 申請者は、信州大学工学系研究科修士課程（3専攻）の学位論文審査・最終試験並びに修了判定実施要項に規定する「修士学位論文審査申請書」（様式1）並びに「修士学位論文内容の要旨」（様式2）を付し、所定の「修士学位論文作成要領」（様式3）により学位論文の正本1部、副本2部、計3部を研究科長に提出する。

- 7 論文審査及び最終試験は8月30日までに行う。

（修了判定）

- 8 修了判定は、9月に開催する工学系研究科委員会で行う。

（その他）

- 9 この申合せに定めるもののほか、学年中途の修了に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この申合せは、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に工学系研究科に在学する者が在学しなくなるまでの間、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

修士課程において、在学期間1年以上2年未満で修了する者の取り扱い

(平成14年 1月15日決定)

(平成17年 2月28日決定)

(平成19年 2月 6日決定)

1. 修了予定の学生から、申し出を受けた指導教員は、以下の書類を整え、所属する学科長と協議する。

(1) 学生の履歴書

学生自筆のもので学歴を主として記載したもの。

(2) 学生の単位修得状況（取得見込みを含む。）に関する調書

(3) 学生の学位論文（修士論文又は特定の課題についての研究成果）作成状況に関する調書

(4) 指導教員の推薦理由書

大学院学則第40条第1項ただし書の規定の適用を受けるに値する優秀であることの理由を、学業成績に関する所見、研究課題に対するアプローチの仕方における学生の資質と寄与の程度及び研究能力に関する所見等について述べられたもの。

(5) 学生の業績書

学生の発表した論文がある場合には、その論文の別刷り又はその写しが添付されたもの。

(6) 指導教員は、前記(1)～(5)の提出書類のほか、必要と認める場合には、次の書類を提出できるものとする。

ア 学生が、他の大学院又は外国の大学院で修得した単位がある場合には、当該大学院の成績証明書

イ 学生の博士課程への進学等に関する調書

ウ その他参考となる書類

2. 当該学科長は、学科長会議に諮り承認を受けた後、工学系研究科委員会に諮り、学位論文審査委員会を組織する。

修士課程（3専攻）の長期履修学生制度の取扱いについて

社会人学生等を対象に計画的な長期在学・履修により修学の便宜と授業料の軽減を図る長期履修学生制度（工学系研究科規程第13条）の本研究科（3専攻）における取扱いを、下記のとおり定める。

1. 申請資格

原則として職業を有している社会人とする。

2. 長期履修の開始日

原則として年度の始めとする。

3. 長期履修の在学年限

4年間を超えることはできない。

4. 申請手続き

入学手続者で長期履修を希望する学生は、入学手続期間内に「長期にわたる教育課程の履修希望調書」（別紙様式1）を入学後に「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長あて提出する。

在学生にあつては1年次の後学期が修了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修申請書（別紙様式2）」を研究科長あて提出する。

5. 履修期間の短縮申請手続き

申請を認められた学生が在学期間を短縮する場合は、各学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書（別紙様式3）」を研究科長あて提出する。

6. 休学に伴う履修計画の変更手続き

休学を認められた学生が履修計画を変更する場合は、「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」（別紙様式4）を研究科長宛提出する。

7. 審査及び報告

研究科長は、提出された申請書の審査を理学部教務委員会に付託する。

なお、審査結果は、当該学生あてに通知（別紙様式5, 6, 7）するとともに、修士課程理学分科会及び学長あてに報告（別紙様式8, 9, 10）する。

理学部教務委員会は、申請書の審査にあたっては、当該学生の履修計画の妥当性を十分検討するものとする。

8. 授業料の納入

申請を許可された学生は、「信州大学授業料等に関する規程」が定める長期履修学生の所定の授業料を各学期の納期限までに納入する。そのほか、短縮する場合及び履修計画を変更する場合も同規程による。

附 則 略

附 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

※別紙様式1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10は添付省略

(別紙様式 2)

平成 年 月 日

信州大学大学院工学系研究科長 殿

信州大学大学院工学系研究科 専攻

入学年度

学籍番号

氏 名

生年月日 西暦 昭和 年 月 日生

長期にわたる教育課程の履修申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

申請理由

.....
.....

履修期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

履修計画 (※裏面に詳細に記載してください。)

指導教員等	印
-------	---

(裏面)

履 修 計 画
(入学時点からのものを記載すること)

○ 修得単位数等

・ 修得単位数… 単位

・ そ の 他…

○ 履修計画

履修年度	前 期	後 期
平成 年度		
平成 年度		
平成 年度		
平成 年度		

※ 計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第 16 条に定める在学期間を超えることはできない。

学外研修の取扱い

学生が学外研修を希望した場合の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 学外研修を希望する学生は、主指導教授に申し出る。
- 2 主指導教授は、研修先と連絡をとり、実施可能な場合は、学生にその旨連絡する。
- 3 学生は、別紙「学外研修計画書」を主指導教授の承認を得て、研究科長へ提出する。
- 4 研究科長は、研究科長名で研修先へ学外研修の依頼をする。
- 5 学外研修を終了した学生は、別紙「学外研修報告書」を主指導教授に提出する。
- 6 主指導教授は、「学外研修報告書」に基づき単位の認定を行い、単位認定票及び学外研修報告書を研究科長に提出する。
- 7 研究科長は、単位認定票を学生に交付する。

※ A4版で作成のこと

学 外 研 修 計 画 書

専攻名 _____ 学籍番号 _____ 氏名 _____ 印

研修先所在地 _____

研 修 期 間 _____

研 修 課 題 _____

研 修 内 容 _____

指導教員承認印 _____ 主指導教授 _____ 印

※ A4版で作成のこと

学 外 研 修 報 告 書

専攻名 _____ 学籍番号 _____ 氏名 _____ 印

研修先所在地 _____

研 修 期 間 _____

研 修 課 題 _____

研 修 内 容 _____

_____ 職名 _____ 氏名 _____ 印

指導教員承認印 _____ 主指導教授 _____ 印

他の大学院等における研究指導に関する取扱要項

(趣 旨)

第1条 信州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第36条の規定に基づき、信州大学大学院工学系研究科の学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）において、特定の課題について研究指導を受ける場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(協 議)

第2条 大学院学則第36条に規定する協議は、他の大学院等と事前に次の各号に掲げる事項について、学長の承認を得て、研究科長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱
- (5) 授業等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

(研究指導の許可)

第3条 他の大学院等において研究指導を受けることの許可は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(受入れの依頼)

第4条 学長は、前条により研究指導を受けることを許可した学生について、大学院等に受入れを依頼するものとする。

(研究指導の手続)

第5条 他の大学院等において研究指導を受けようとする者は、大学院等が国内にある場合は、履修願（別紙様式1）を、外国にある場合は留学願（別紙様式2）を主指導教授の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

2 前項において、事前の協議ができない外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする者にあつては、大学院等の受入れを内諾する旨の証明書を添付しなければならない。

(研究指導の許可期間)

第6条 他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、原則として1年以内とする。

(研究課題)

第7条 他の大学院等において受ける研究指導の課題は、研究科の学生として必要かつ適切な指導を受けることが期待できる研究課題とする。

(研究報告)

第8条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、研究指導を受け始めたときは、直ちに研究開始届（別紙様式3）を研究科長に提出しなければならない。

2 他の大学院等において研究指導を受け終わったときは、直ちに研究終了届（別紙様式4）及び研究成果報告書（別紙様式5）に大学院等から交付された研究指導を

受け終わったことの証明書等を添付の上研究科長に提出しなければならない。

(授業料の納付)

第9条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、当該期間中においても、信州大学に所定の授業料を納付しなければならない。

附 則

この要項は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

※ A4版で作成のこと

別紙様式1

平成 年 月 日

工学系研究科長 殿

所属専攻名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

主指導教授氏名 _____ 印

履 修 願

信州大学大学院学則第36条の規定に基づき、下記のとおり研究指導を受けたいので御許可くださるようお願いいたします。

記

1. 研究指導を受ける他の大学院研究科名又は研究所名

2. 研究指導期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3. 研究課題

4. 理 由

※ A4版で作成のこと
別紙様式2

平成 年 月 日

工学系研究科長 殿

所属専攻名_____

学籍番号_____

氏 名_____印

主指導教授氏名_____印

留 学 願

信州大学大学院学則第 36 条の規定に基づき、下記のとおり研究指導を受けたいので御許可くださるようお願いいたします。

記

1. 研究指導を受ける他の大学院研究科名又は研究所名

2. 所在地

3. 研究指導期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 出発（予定）年月日 平成 年 月 日

5. 研究課題

6. 理 由

7. 渡航先の連絡場所

備考 滞在保証書又はこれに類する書類及び当該大学院等の概要又は案内書等を添付すること。

※ A4版で作成のこと
別紙様式3

平成 年 月 日

工学系研究科長 殿

所属専攻名_____

学籍番号_____

氏 名_____印

研 究 開 始 届

_____（研究所）

私は、_____（大学大学院） で_____の

_____（研究科）

指導の下に研究課題_____についての研究を
____月 ____日から開始しましたのでお届けします。

主指導教授・氏名_____印

※ A4版で作成のこと
別紙様式4

平成 年 月 日

工学系研究科長 殿

所属専攻名_____

学籍番号_____

氏 名_____印

研究終了届

_____ (研究所)

私は, _____ (大学大学院) _____ で _____ の

_____ (研究科)

指導の下に研究課題 _____ についての研究を
行っておりましたが _____ 月 _____ 日終了しましたのでお届けします。

主指導教授・氏名 _____ 印

※ A4版で作成のこと
別紙様式5

平成 年 月 日

工学系研究科長 殿

所属専攻名_____

学籍番号_____

氏 名_____印

研究成果報告書

1. 研究指導を受けた他の大学院研究科名又は研究所名
2. 研究指導者の職・氏名
3. 研究期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 研究課題
5. 研究成果概要 (600字以内)

特別研究学生の受入れ取扱要項

(趣 旨)

第1条 信州大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第76条の規程に基づき、特別研究学生の受入れについては、この要項の定めるところによる。

(協 議)

第2条 大学院学則第76条に規定する協議は、他大学及び外国の大学の大学院と事前に次の各号に掲げる事項について、学長の承認を得て、研究科長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱い
- (5) 授業等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

(受入れの決定)

第3条 特別研究学生の受入れは、研究科委員会の議を経て、研究科の教育研究に支障のない範囲で、学長が決定する。

(受入れの時期)

第4条 特別研究学生の受入れの時期は、学年を始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第5条 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。

(研究指導)

第6条 特別研究学生は、協議に基づいて認められた研究課題の研究指導を受けるものとし、それ以外の研究指導は受けられないものとする。

(研究終了)

第7条 研究科長は、特別研究学生が研究課題の研究を終了したときは、研究終了証明書等を当該特別研究学生に交付するものとする。

(受入れの取消し)

第8条 特別研究学生として不適当と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学長が受入れを取り消す。

(授業料等)

第9条 特別研究学生の検定料及び入学料は徴収しない。

2 特別研究学生の授業料の額は、信州大学授業料等に関する規程に定める額とする。ただし、特別研究学生が国立大学法人の学生であるときは、授業料を徴収しない。

(規程等の遵守)

第10条 特別研究学生は、信州大学の諸規程等を遵守しなければならない。

附 則 略

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

ハラスメント（嫌がらせ）にあったら ～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ～



まず、ハラスメント相談員に相談

ハラスメント相談員は、教員と事務系職員で構成され、全学教育機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。氏名一覧と連絡先は、信州大学ホームページ→「在学生の方へ」→「ハラスメントのない大学にするために」→「ハラスメント相談員一覧」(学内専用)でご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生何でも相談(0263-37-3165)」にお問い合わせください。

- ・ **秘密は厳守**されます。
- ・ 相談したからといって、不利益な取扱いをされることはありません。
- ・ 相談は友人と一緒に構いません。
- ・ 他学部の相談員に相談しても構いません。

相談員は

あなたの立場に立って相談に乗ります。ハラスメント行為をやめさせるため、あなたとの相談の結果、行為者に「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置をする事にしたときは、**イコール・パートナーシップ委員会**は関係の部局長と協力して「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置を実施します。

「イコール・パートナーシップ(EP)委員会」とは

教員・事務系職員各4名(男女同数)で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人権を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについても疑問や問題があれば、epiinkai@shinshu-u.ac.jpか委員いずれかに気軽に相談して下さい。

- ・ 「**申入れ**」とは、イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった事態の解消を依頼することをいいます。事実調査はせず、相手に相談者が傷ついたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえばよい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのような配慮をします。
- ・ 行為者に「**申入れ**」をしても事態が解消しない、または事実調査をした上で、それに対して判断し、ハラスメント解消のための適切な措置を求めたいときは、あなたの要望によって、学長の下に「**ハラスメント相談調査対策委員会**」が設置され、この委員会が双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決められます。

どんな事がハラスメントに当たりますか？

信州大学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」で、次のように4つに分類しています。

① セクシュアル・ハラスメント・・・

- ・ 修学・就業上の地位や権限を背景とした異性への誘い掛け・嫌がらせや、性的意味を持つ言動で相手を不快にさせることのほか、卑猥なポスターなどで修学環境を損ねるようなことも含まれます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかです。**当事者間の認識や意識のズレが原因となることが少なくないだけに、相手を思いやる配慮が根絶の第一歩です。**

② アカデミック・ハラスメント・・・

- ・ 教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害する行為を言います。

- ・ 典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまったく指導してもらえない、研究・論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

③ パワー・ハラスメント、④ その他ハラスメント・・・

- ・ パワー・ハラスメントとは、職員(上司一部下)間の、就業上のハラスメントです。
- ・ その他ハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、パワハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

この規程の全文は、信州大学ホームページ「大学案内」→「国立大学法人信州大学規則集」→「第1編 全学 第5章 人事」にあります。

学外にも相談窓口があります

① 主に女性のための相談窓口(*の3ヶ所は相談のほかカウンセリングも行っています。)

- * 長野県男女共同参画センターあいとびあ 【一般相談、法律相談(要予約)】(岡谷市)
0266-22-8822 (火～木、土 8:30～17:00、金 8:30～21:00)
- * 長野市男女共同参画センター 【一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)】
【一般】026-237-8778(月～金 9:00～16:00)、【法律】026-237-8303(第2金10:00～12:00)
- * パレア松本女性センター 【一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)】
【一般】0263-39-1105 (水曜を除く平日 9:00～12:00)、【法律】(第2火13:30～15:30(要予約))
- ・ 長野県警・女性被害犯罪ダイヤルサポート110 026-234-8110 (月～金 9:00～17:00)
- ・ 上田市市民プラザ・ゆう 【一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)】
0268-27-3123 (火 11:00～18:00、木 10:00～17:00)
- ・ 伊那市人権男女共同参画係(女性のための相談室)
0265-78-4111(内線2145) (平日 8:30～17:00)
- ・ 女性の人権ホットライン 0570-070-810(全国共通) (月～金 8:30～17:15)
※PHS、IP電話からの場合 026-232-8145(長野地方法務局)

② 男女を問わない相談窓口

- ・ 心の電話相談 (長野県精神保健福祉センター) 026-224-3626 (月～金 9:30～16:00)
- ・ 長野地方法務局人権擁護課 026-235-6634 (月～金 8:30～17:15)
- ・ 法務局上田支局人権相談所 0268-23-2001 (月～金 8:30～17:15)
- ・ 法務局松本支局人権相談所 0263-32-2571 (月～金 8:30～17:15)
- ・ 法務局伊那支局人権相談所 0265-78-3462 (月～金 8:30～17:15)

さらに詳しくは、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

信州大学キャンパス・コード(基本指針)とは・・・

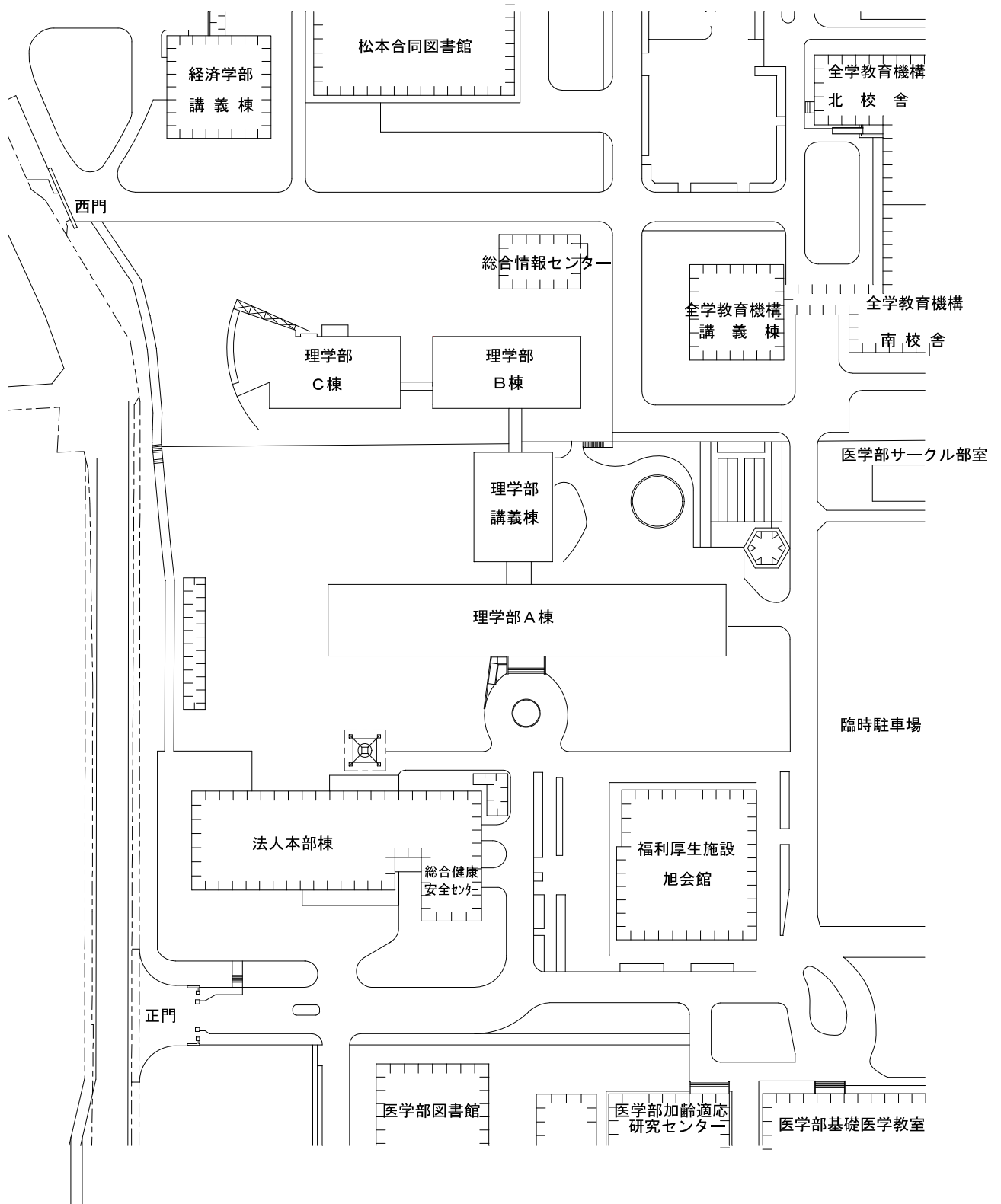
信州大学では、「人権」に係わって、すばらしい基本的指針を定めています。これを**キャンパス・コード**といい、次の6本柱から成っています。わたしたち学生・教職員は、ハラスメントのない信州大学を作る責務があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人を人間として等しく尊重します。 ○ 学問・言論の自由を尊重します。 ○ 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。 ○ 人権侵害等を防止します。 ○ 権利・権限を適正に行使します。 ○ プライバシー等を保護します。 |
|---|

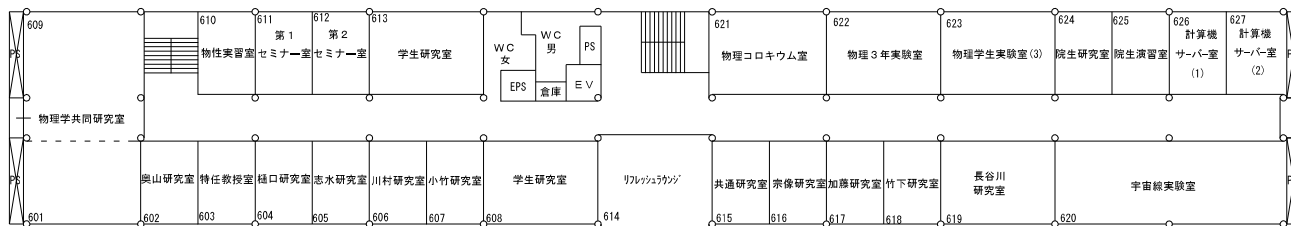
全文は、前記「ハラスメントのない大学にするために」→「信州大学キャンパス・コード」をご覧ください。

EP委員会ロゴ(前頁):

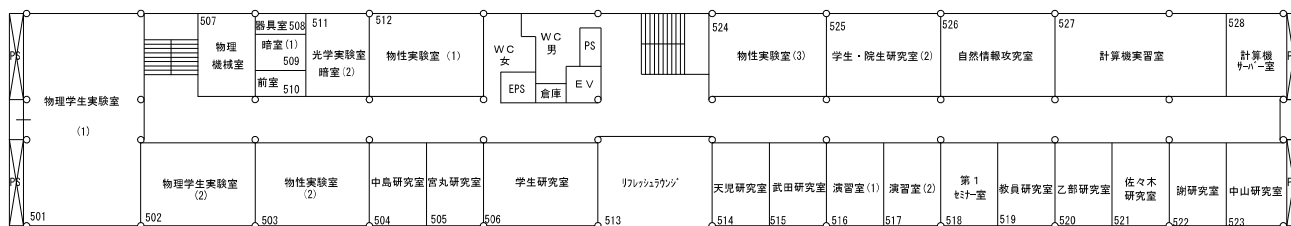
「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせて四葉のクローバーにしたものです。



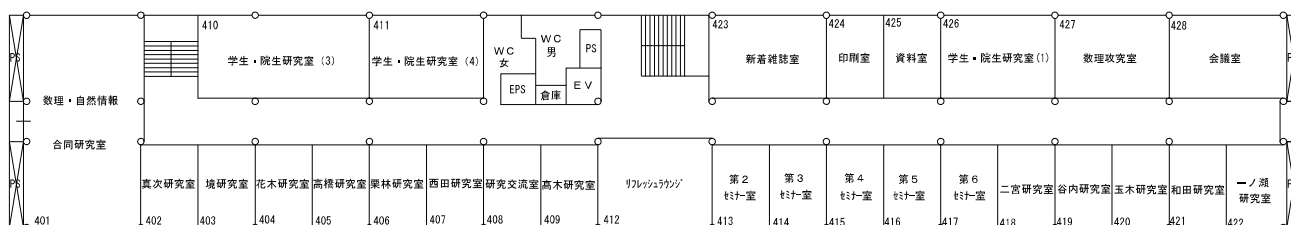
理 学 部 配 置 図



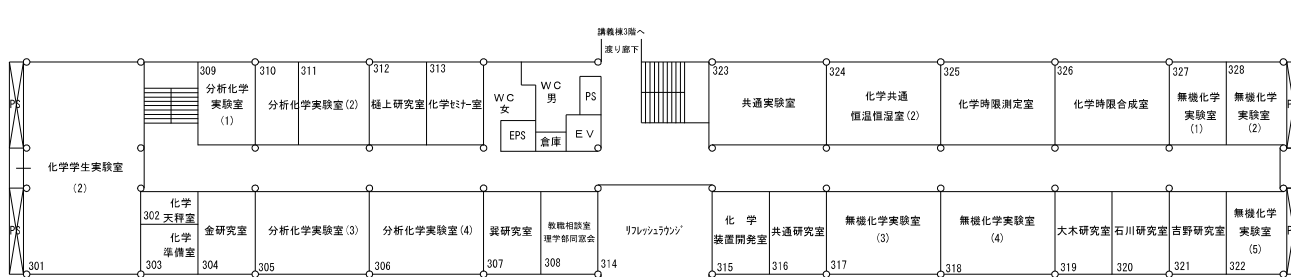
理学部 A 棟 6 階平面図



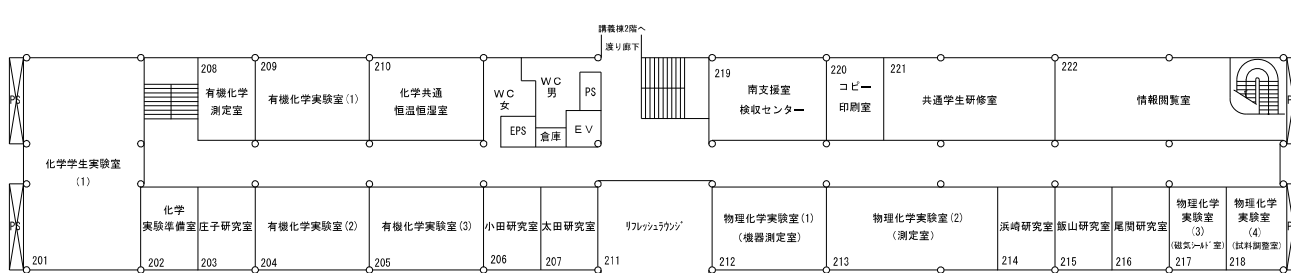
理学部 A 棟 5 階平面図



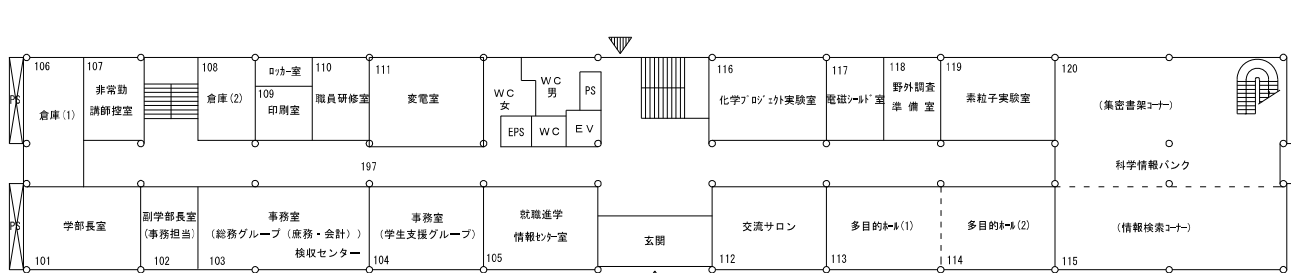
理学部 A 棟 4 階平面図



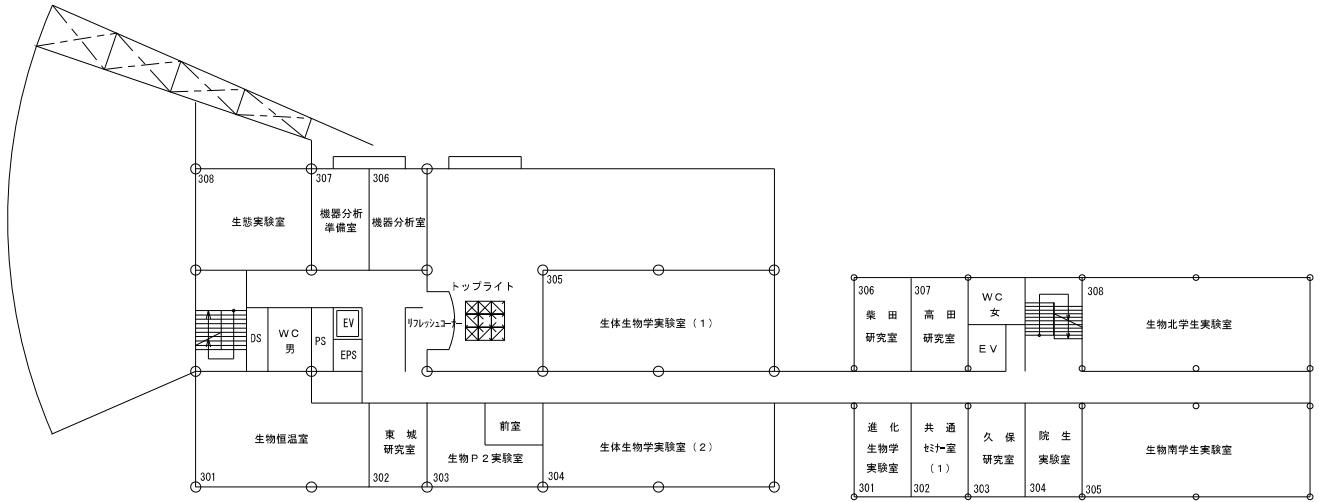
理学部 A 棟 3 階平面図



理学部 A 棟 2 階平面図

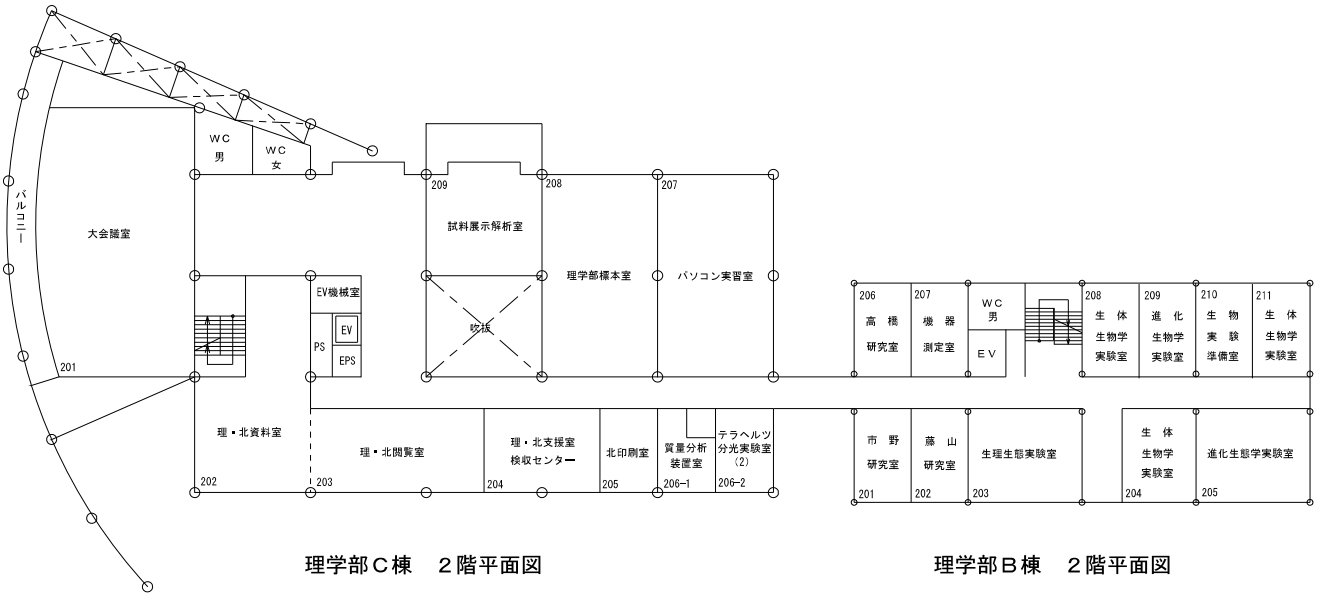


理学部 A 棟 1 階平面図



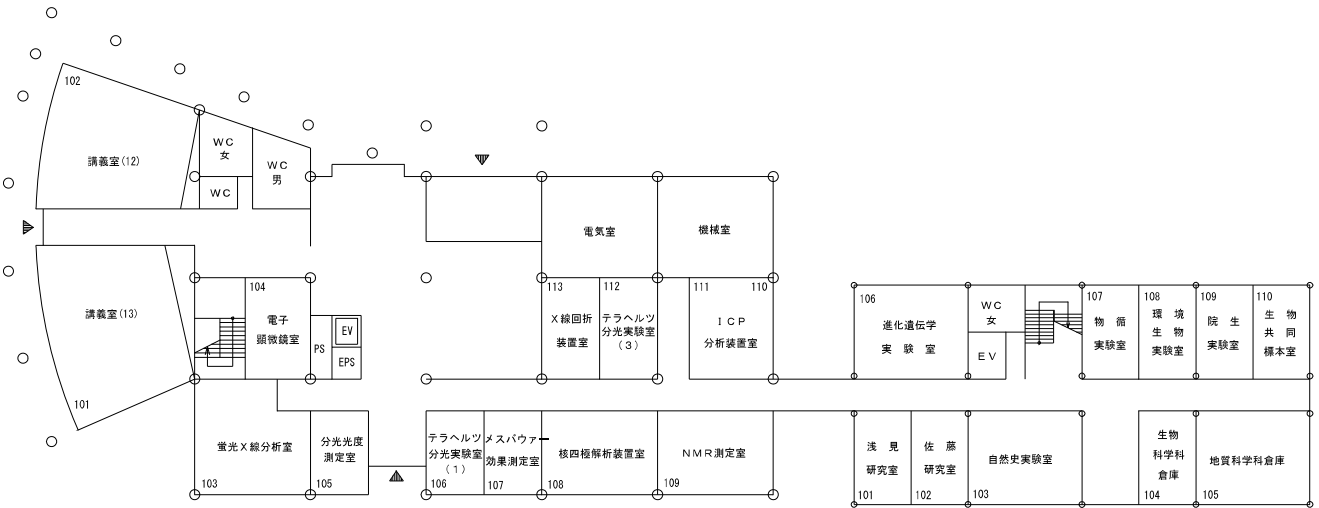
理学部C棟 3階平面図

理学部B棟 3階平面図



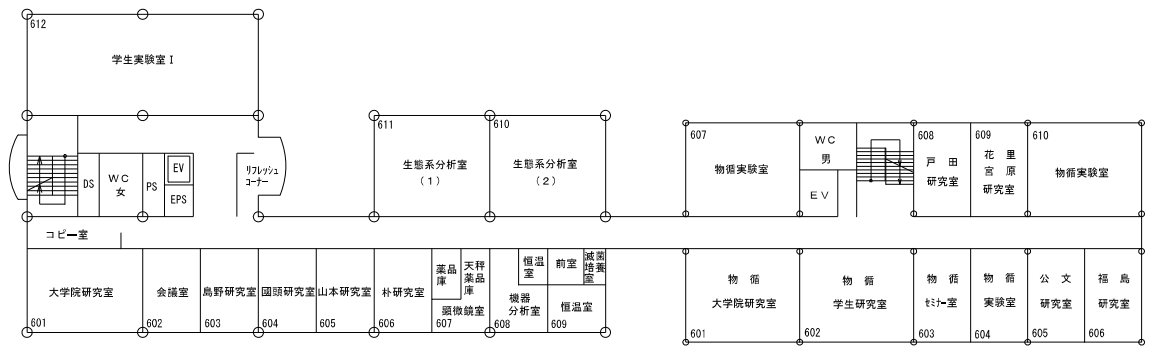
理学部C棟 2階平面図

理学部B棟 2階平面図



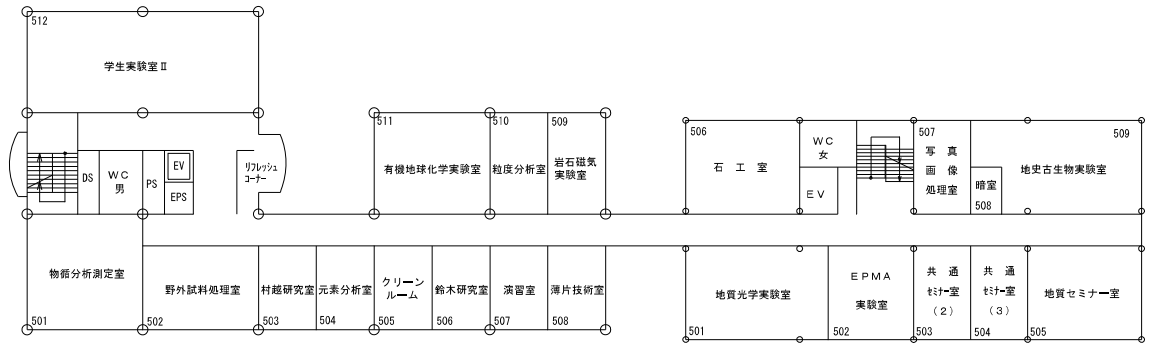
理学部C棟 1階平面図

理学部B棟 1階平面図



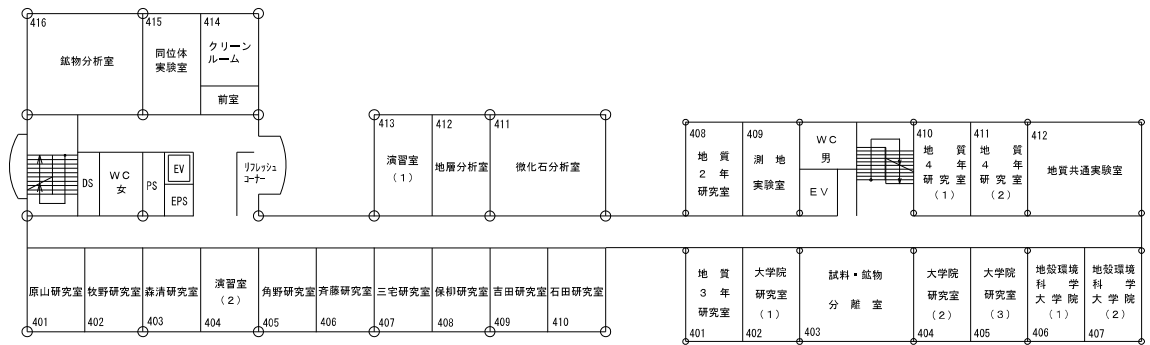
理学部C棟 6階平面図

理学部B棟 6階平面図



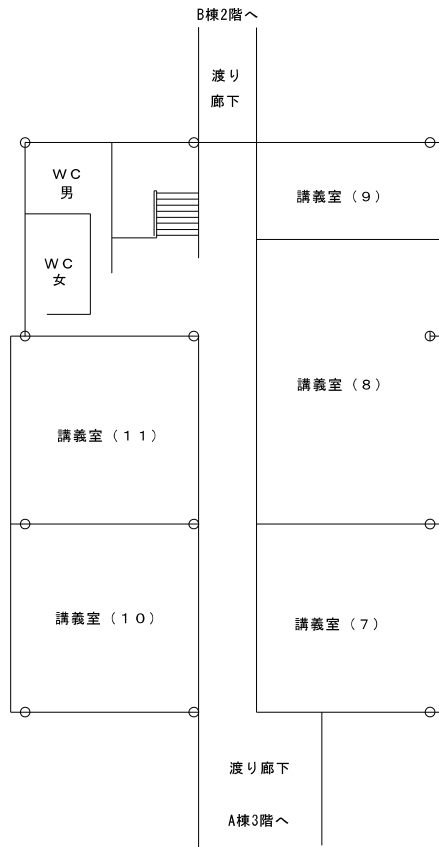
理学部C棟 5階平面図

理学部B棟 5階平面図

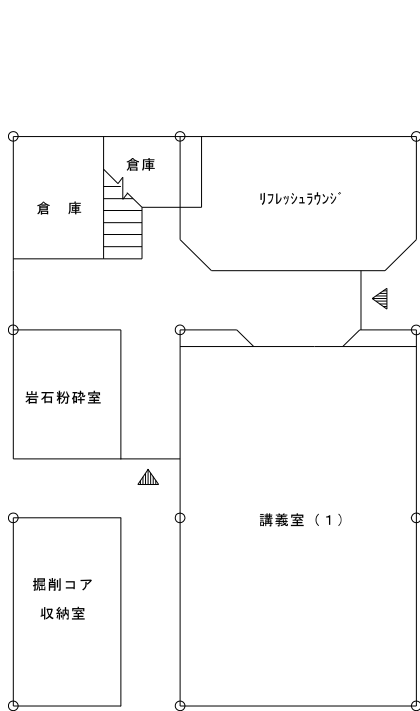


理学部C棟 4階平面図

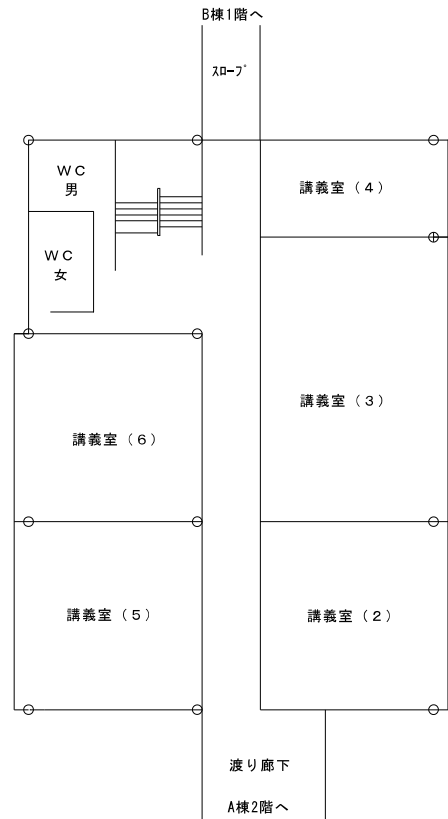
理学部B棟 4階平面図



理学部講義棟 3階平面図



理学部講義棟 1階平面図



理学部講義棟 2階平面図

掲示を確認することを習慣としてください

学生のみなさんに対する伝達事項は、すべて掲示によって行われますので、見落として不測の不利を受けることのないよう、毎日、公用掲示板で情報を確認することを習慣としてください。

◆公用掲示板の場所◆

理学部講義棟1階(西側)

理学部C棟1階(ロビー)

☆キャンパス情報システムにすべての情報を掲載することはできません。理学部では、学生のみなさんに対する連絡・通知の伝達は公用掲示板で行ないます。

平成23年4月発行

発行・編集／信州大学理学部

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

学生支援グループ TEL (0263) 37-2439